

2024 年版

退職給付会計 Q&A

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

2023 年 12 月 19 日作成

目 次

【基本解説：退職給付会計とは】

Q1	退職給付会計導入の背景について知りたい	5
Q2	退職給付会計導入以前の会計処理について知りたい	6
Q3	退職給付会計の概要について知りたい	7
Q4	退職給付会計はどのような制度・企業に適用されるか知りたい	9

【退職給付債務】

Q5	退職給付債務について知りたい	11
Q6	期間帰属計算について知りたい	12
Q7	割引率の設定方法について知りたい	14
Q8	複数割引率による割引計算について知りたい	15
Q9	加重平均割引率による割引計算について知りたい	16
Q10	割引率設定に関する重要性基準について知りたい	18
Q11	基礎率と退職給付債務の関係について知りたい	19
Q12	簡便法について知りたい	21
Q13	マイナス金利下での割引率設定方法について知りたい	22
Q14	割引率低下がその後の費用にどのような影響を与えるのか知りたい	23

【年金資産・退職給付信託】

Q15	長期期待運用収益率は、何を基準に設定すればよいのか知りたい	25
Q16	退職給付信託の概要について知りたい	26
Q17	退職給付信託を設定したときの会計処理を知りたい	27
Q18	退職給付信託はどのような場合に返還が可能なのか知りたい	28
Q19	退職給付信託が返還された場合の会計処理について知りたい	29
Q20	退職給付信託で保有する株式が著しく下落した場合、減損処理を行う必要はあるのかについて知りたい	30
Q21	自社株式を退職給付信託に拠出することは可能か知りたい	31
Q22	期中に掛金を一括拠出した場合、期待運用収益は見直すのか知りたい	32
Q23	退職給付信託の税務上の取扱いについて知りたい	33
Q24	退職給付信託についての開示基準を知りたい	34

【会計処理（退職給付費用、負債（資産）の計上）】

Q25	退職給付費用の算出方法について知りたい	36
Q26	退職給付に関する税務上の費用について知りたい	37

Q27	退職給付会計では、なぜ掛金を費用としないのかについて知りたい	38
Q28	数理計算上の差異および過去勤務費用について知りたい	39
Q29	数理計算上の差異や過去勤務費用（未認識項目）の費用処理方法について知りたい	40
Q30	単独決算における負債・資産の計上方法について知りたい	41
Q31	連結決算における負債・資産の計上方法について知りたい	42
Q32	単独決算と連結決算で会計処理が異なる理由について知りたい	43
Q33	確定拠出年金（DC）の会計処理について知りたい	44
Q34	リスク分担型企業年金の会計処理について知りたい	45
Q35	キャッシュフロー計算書での表示について知りたい	46

【退職給付会計と年金財政】

Q36	退職給付債務と年金財政上の債務はどこが違うのか知りたい	48
Q37	予定利率と割引率の違いについて知りたい	49
Q38	予定利率と長期期待運用収益率の関係について知りたい	50

【制度終了・開示他】

Q39	制度終了時の会計処理について知りたい	52
Q40	確定拠出年金（DC）に移行する際の会計処理について知りたい	53
Q41	リスク分担型企業年金に移行する際の会計処理について知りたい	55
Q42	簡便法を原則法に変更した場合の取扱いについて知りたい	56
Q43	未認識項目の費用処理年数は変更できるか知りたい	57
Q44	未認識項目の費用処理方法は連結会社間で統一すべきか知りたい	58
Q45	早期割増退職金の取扱いについて知りたい	59
Q46	退職給付制度改訂の施行日が翌期である場合の取扱いについて知りたい	60
Q47	積立型、非積立型とは何か知りたい	61
Q48	数理計算上の差異および過去勤務費用に関して、2種類の開示が求められている理由を知りたい	62
Q49	CGコード「原則 2-6」への対応方法について知りたい	63
Q50	退職給付信託はCGコードでどのように取扱われるかについて知りたい	64
Q51	定年延長を実施した場合の会計上の影響について知りたい	65
Q52	総合型基金に加入している事業所の退職給付会計の取扱いについて知りたい	66

【海外会計基準】

Q53	IFRSについて知りたい	68
Q54	IFRSの退職給付会計（IAS19号）について知りたい	69

Q55	日本基準と IAS19 号の違いについて知りたい	70
Q56	IAS19 号におけるアセットシーリングについて知りたい	72
Q57	IAS19 号における開示のルールについて知りたい	75
Q58	IAS19 号における有給休暇の処理について知りたい	77
Q59	IFRS の開示における感応度分析について知りたい	78
Q60	IFRS では簡便法が認められるかについて知りたい	79
Q61	IFRS を任意適用するための要件について知りたい	80
Q62	IFRS で単独財務諸表を作成できるかについて知りたい	81
Q63	IFRS を最初に適用するときに作成する財務諸表及び処理について知りたい	82
Q64	コンバージェンス、アドプションについて知りたい	83
Q65	連結決算における IFRS 適用の在外子会社の取扱いについて知りたい	84
Q66	修正国際基準について知りたい	85
Q67	修正国際基準の退職給付会計と IFRS (IAS19 号)・日本基準等の差異について知りたい	86
Q68	米国の退職給付会計 SFAS158 号について知りたい	87
【関連するその他の会計基準】		
Q69	時価会計について知りたい	90
Q70	包括利益、その他の包括利益について知りたい	91
Q71	組替調整 (リサイクリング) について知りたい	92
Q72	税効果会計について知りたい	93
Q73	退職給付に関する税効果の取扱いについて知りたい	94
Q74	法人税率が引下げられた場合の税効果の取扱いについて知りたい	96

当資料の文中における「基準第○項」は、「退職給付に関する会計基準」
「適用指針第○項」は「退職給付に関する会計基準の適用指針」を略したものです。
ただし、「基準」は一般名詞として使用している場合もあります。

基本解説：退職給付会計とは

Q1. 退職給付会計導入の背景について知りたい

<回答>

退職給付会計基準は1998年6月に制定されました。基準制定の背景として、以下のような点が挙げられます。

一つは、資本市場の国際化によって会計基準の国際的調和が求められるようになったことです。海外投資家にも理解されうる会計基準とするため、米国の年金会計基準（SFAS87号＝当時の基準）や国際会計基準（IAS19号）と同様の基本概念に基づく統一的な会計基準として退職給付会計が導入されました。

もう一つは、“隠れ債務”と考えられていた年金の積立不足を企業の財政状態に反映すべきとの声が高まったことです。それまで退職一時金は支払債務が企業の貸借対照表に計上されるのに対し、年金制度は抱えている支払債務も保有する年金資産も母体企業の財政状況に一切反映されませんでした。しかしバブル崩壊以降、年金制度の積立不足が深刻化し、簿外に大きな“隠れ債務”が存在していることが問題視され、退職給付に関する情報を投資家に正確に伝えることが必要になったわけです。

この他、退職一時金と年金の会計処理を統一すべきという意見もありました。もともと日本の企業年金は退職一時金の給付原資を積み立てる目的で行われることが多く、実態が同じである両者について、債務や費用の算出方法や計上方法を統一すべきであるという主張です。

こうして「退職給付に係る会計基準」が1998年6月に公表され、2000年4月から始まる事業年度（2001年3月期決算）から適用されることとなりました。基準の公表から適用まで2年と長い期間を設けたのは、従来の処理と大きく異なる会計処理であり、周知期間及び基準導入による企業への影響を回避するための期間を十分に確保するという事情があったと考えられます。

Q2. 退職給付会計導入以前の会計処理について知りたい

<回答>

2000年度の退職給付会計導入以前は、退職給付に関して統一的な会計基準はなく、退職一時金制度と企業年金制度の処理方法は異なっていました。

退職一時金制度は、支出の事実ではなく、支出の原因や効果の期間帰属に基づいて当期の費用を認識するとともに、負債を認識し、期末現在における累積額を「退職給与引当金」として貸借対照表に表示していました。費用算出のベースとなる引当金の計上基準はいくつかの方法が容認されており、企業が任意に選択できたため、実際の計算は多岐にわたっていました。最も多くの企業が利用していたのは、税法上の退職給与引当金に基づく算出方法でした。具体的には、自己都合退職による要支給額の40%を引当金として繰り入れるという処理です。この他、要支給額の現価や自己都合退職による要支給額の100%を引当金として繰り入れる方法などがありました。

一方、企業年金制度（当時は税制適格年金及び厚生年金基金）は、拠出した掛金を費用として処理し、貸借対照表には負債を計上しないという取扱いでした。したがって退職一時金制度は支払債務が企業の貸借対照表に表示されるのに対し、企業年金制度は積立不足があっても企業の貸借対照表には表示されないという、いわゆる“隠れ債務”が存在する状況でした。

加えて、制度変更に伴う損益の処理方法（現在の会計基準における過去勤務費用）も異なっていました。退職一時金制度に関しては、①退職金制度を新設した場合は5年以内に分割償却（※）、②退職金規程改訂等の場合は、給付変動による影響を原則即時償却するのに対し、企業年金制度は各制度が定める償却規定に基づき将来にわたって償却される取扱い（退職一時金から移行する場合、退職給与引当金の取り崩し益と特別掛金の償却（損）を両建てで計上）になっていました。

このように、退職一時金と企業年金では会計処理方法が異なるため企業間の数値比較が困難であるという指摘や、バブル崩壊以降の年金制度の積立不足深刻化に伴う情報開示要望の高まりなどにより、退職給付会計が導入されました。

（※）ただし、過去勤務期間を給付に反映させる場合

Q3. 退職給付会計の概要について知りたい

<回答>

企業会計にはいくつかの目的がありますが、最大の目的は財政状態や収益の状況を投資家や債権者など利害関係者に提供することです。退職給付会計では、その目的のために退職給付に係る費用を算出し、給付のための資金準備の状況（積立状況）を財務諸表に表示します。

退職給付会計の主なポイントは、①発生主義の考え方に基づいて費用等を算出すること、②見積りに基づく会計であること、③退職給付債務、年金資産で費用あるいは積立状況を把握すること、です。

退職給付会計は、1998年6月に企業会計審議会から「退職給付に係る会計基準」が公表され、2000年4月から始まる事業年度から適用されることになりました。その後、いくつかの小幅な改正を経て、2012年5月には企業会計基準委員会が大幅な内容変更を含む改正基準（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」）を公表し、現在に至っています。

<発生主義の会計>

退職給付会計は退職を事由として給付する報酬制度を対象とする会計基準です。具体的には、退職一時金及び企業年金を対象とし、退職給付に関する費用は「勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するもの」と考えます。退職時あるいは退職後の期間に支給される報酬であっても、勤務している期間の各期に労働の対価として費用が発生すると考えるわけです。

会計の考え方の1つに現金主義という考え方があります。現金主義の会計では、支払の事実、すなわち支払額をもって費用とします。退職給付にこの考えを適用すると、退職時に支払われる退職金の全額を、その年に発生した費用として計上することになります。しかし、退職時に支払われる退職金は、入社以後の勤務期間で提供した役務の対価として発生した給付であり、支払時点で支払額と同額の費用が発生すると考えるのは適切ではありません。そこで退職給付会計では支払の事実ではなく、支払原因が発生した事実に基づいて各勤務期間で費用を認識する発生主義の会計で処理します。

退職給付会計では、確定給付型の年金制度の掛金は費用となりません。労働の対価として発生するのは給付の支払い義務であるからです。これに対し、確定拠出年金は要拠出額

(掛金の支払い義務。要拠出額については Q33 参照) を費用とします。確定拠出年金では労働の対価として掛金の拠出義務が発生すると考えられるからです。

<見積もりに基づく会計>

確定給付型の退職給付は、退職時まで給付額は確定しません。個人毎の給付額は退職時期や退職まであるいは退職時の役職等によって大きく異なる可能性があります。また、年金制度の場合は、給付までの期間の年金資産の運用状況によっても企業の負担額は変動することになります。このような不確定な事象について各期間の負担を算出するには最善の見積もりに基づく予測が必要になります。もちろん、最善の見積もりであっても、前提通りとなるわけではありませんし、前提条件が変わることもあります。結果的に誤差や見込み違いが発生することになり、そうした差異を修正していくことも退職給付会計の特徴の 1 つです。

<退職給付債務、年金資産で費用、積立状況を把握>

退職給付会計では、将来の給付見込額を現在価値に換算した退職給付債務、給付のために積み立てられている年金資産を基に、費用及び積立状況を把握します。企業が退職一時金制度で負担するのは給付額、企業年金制度で負担するのは給付額から運用収益を差し引いた額(制度開始から終了あるいは各個人の入社から給付終了までを通算すると掛金総額)ということになります。積立状況は退職給付債務から年金資産を差し引いた額、退職給付費用は、当期の退職給付債務の増加額から当期の年金資産の収益を差し引いた額として算出されます。

また、上記の通り、見積もりの誤差や見込み違い(数理計算上の差異)について、一定の期間で費用に織り込んでいきます。

<退職給付会計の改正>

企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan=ASBJ)は、2012年に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」を公表しました。退職給付会計を巡っては、それ以前にも小幅な改正や個別事象に関する取扱いの明確化などが行われましたが、2012年の改正は大きな内容の修正を含んでいました。退職給付債務の計算方法の変更(Q6~7)や未認識項目の即時認識(Q29、31)などが導入されたからです。ちなみに、この改正は、国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスを目標に行われたものです。

Q4. 退職給付会計はどのような制度・企業に適用されるか知りたい

<回答>

退職給付会計は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）についての会計処理を定めたものです。企業年金制度だけでなく、確定給付企業年金法などに基づかずに実施される社内年金制度なども適用対象になります。したがって、厚生年金基金制度・確定給付企業年金制度・確定拠出年金制度といった企業年金制度に加え、退職一時金制度や社内年金制度が対象となります。なお、確定拠出年金制度は掛金拠出を以て事業主の給付義務が終了するため、要拠出額を費用処理し、退職給付債務の計算は不要です。また、役員退職慰労金については株主総会の議決や委員会設置会社における報酬委員会の決定が必要であり、労働の対価との関係が必ずしも明確ではないことから、退職給付会計の対象外とされています。

全ての企業が退職給付会計を適用しなければならないのかという質問をよく受けます。本来、規模の大小や上場・非上場の別で会計処理方法を変える合理的な理由はありません。退職給付会計は、公正妥当な処理方法として策定されたものですから、基本的にはすべての企業が退職給付会計を適用すべきだと言えます。ただ、規模の大小や上場・非上場の別などで要求される財務情報の質は異なります。上場企業でも小規模の企業は退職給付債務の算出に関して簡便法（(Q12 参照)）の採用が認められますし、中小企業の会計処理に関しては、『中小企業の会計に関する指針』に従うことが推奨されます。ちなみに、『中小企業の会計に関する指針』では、簡易な方法で退職給付債務を見積もる簡便法などの取扱いが示されています。

もっとも、金融商品取引法の開示対象以外の企業あるいは会社法上の監査対象企業以外の企業に関しては、会計処理等に関して特段の法的規制はありません。したがって、課税所得の計算を適正に行うための方法、具体的には掛金や退職金の支払額を損金とし、退職給付会計を適用しないケースも多いと思われます。

退職給付債務

Q5. 退職給付債務について知りたい

<回答>

退職給付会計において、退職給付に関する債務として用いられるのが退職給付債務です。

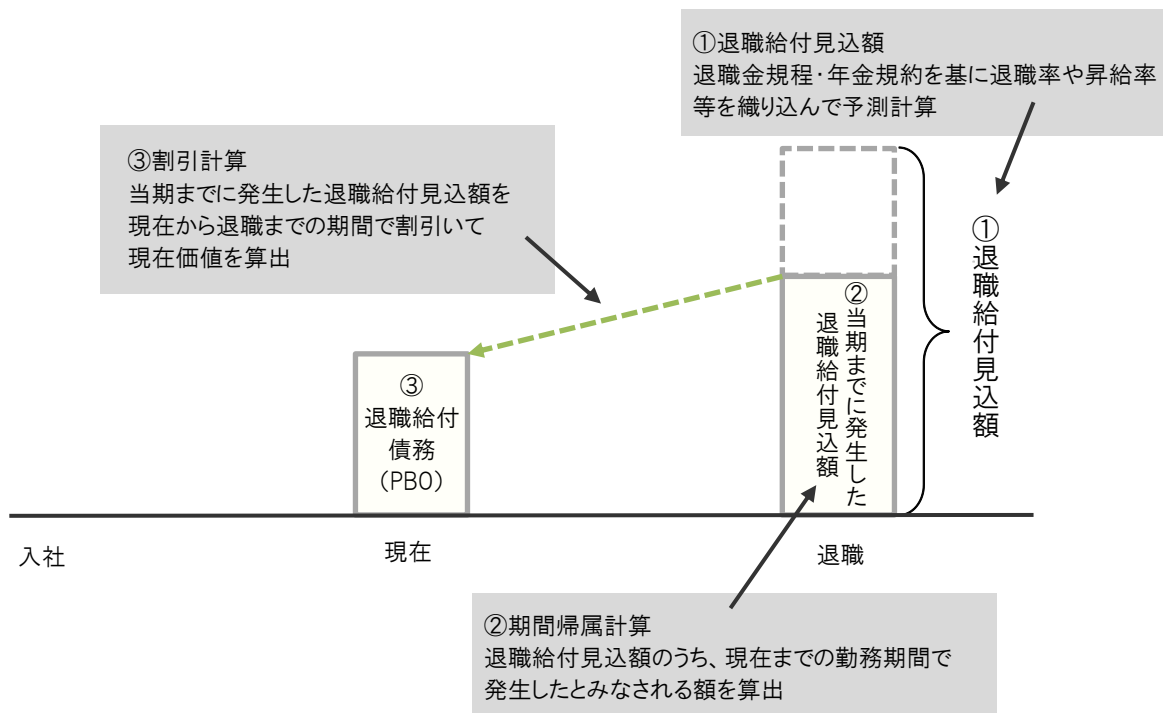
米国の会計基準で使用されている「予測給付債務 (Projected Benefit Obligation)」の頭文字をとって PBO と呼ばれています。なお、国際会計基準では「確定給付債務 (Defined Benefit Obligation = DBO)」と呼ばれていますが、計算方法等は一緒です。

退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額 (将来の給付見込額) のうち、期末までに発生していると認められる額を現在価値に割引いて算出します。計算方法は以下の通りです。

$$\text{退職給付債務} = \text{退職給付見込額} \times \text{期間帰属計算} \times \text{割引計算}$$

期間帰属の計算では、退職時に支払う「退職給付見込額」のうち、当期末までに発生している額を算出します。算出方法は、期間定額基準と給付算定式基準から選択します。

【退職給付債務のイメージ図】



Q6. 期間帰属計算について知りたい

<回答>

退職給付債務を算定する際には、①退職時の給付額を推計する、②退職時の給付額のうち期末時点で発生している額を把握する、③退職時から期末まで割引計算を行う、という三段階で行います。このうちの②退職時の給付額のうち期末時点で発生している額を把握することを「期間帰属計算」といいます。日本の退職給付会計では期間帰属計算の方法を、ア) 期間定額基準、イ) 給付算定式基準、2つから選択することとされています(2012年5月の基準改正以前は、原則として期間定額基準を用いることとされていました)。

ア) 期間定額基準

退職時の給付額のうち期末時点で発生している額を、退職時と期末時点の勤務年数の比で把握する方法です。毎期一定額ずつ増加するとみなして債務を計算します。

イ) 給付算定式基準

IFRS や米国基準で用いられる方法で、期末時点で給付算定式に基づいて計算される給付額を「期末時点で発生している額」として把握する方法です。

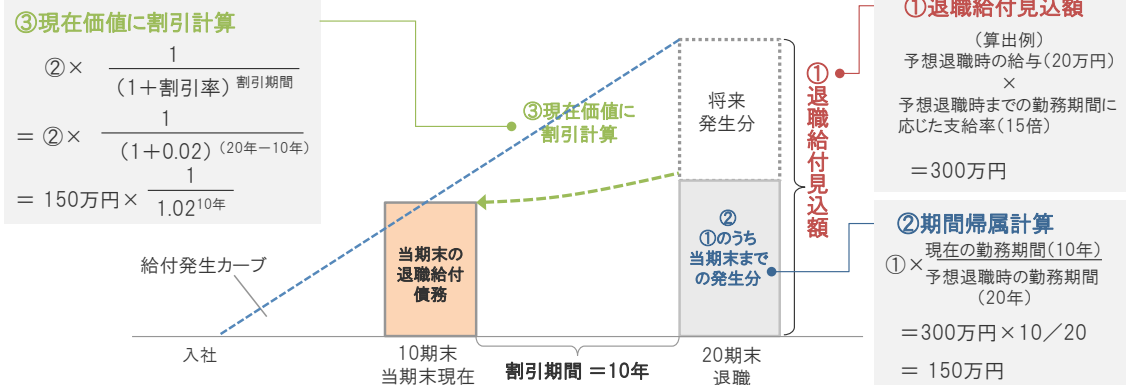
【2つの期間帰属計算方法による退職給付債務算出例】

【計算前提】

- ・ 予想退職時: 勤続20年、退職時給与20万円、支給乗率15倍(1~10年目1倍ずつ、11~20年0.5倍ずつ上昇)
- ・ 勤続5年、勤続10年、勤続15年の人の退職給付債務を各々の期間帰属計算で算出、割引率2.0%、ただし中途退脱なし

(ア) 期間定額基準

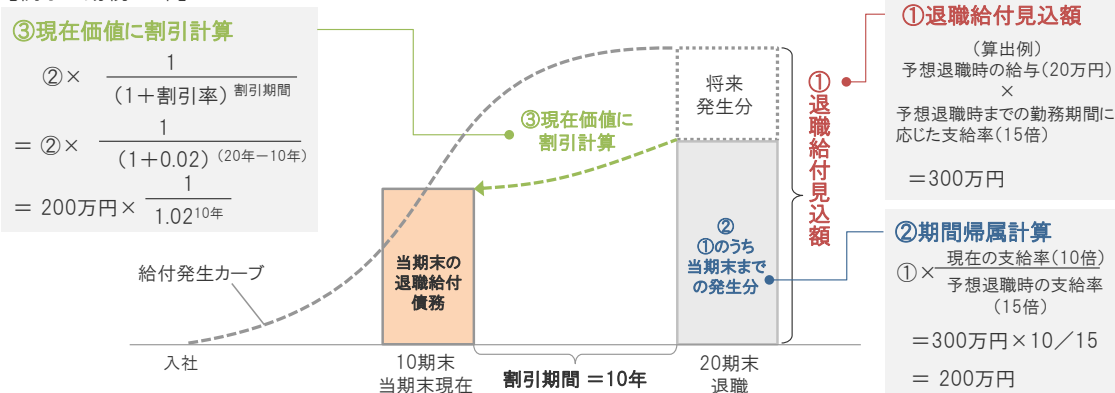
【例示は勤続10年】



勤続年数	支給乗率	② 期間帰属計算	③ 割引計算	退職給付債務
勤続5年(15年後に退職)	5.0	300万円 × 5 / 20	× (1 / 1.02) ^{15年}	= 55.7万円
勤続10年(10年後に退職)	10.0	300万円 × 10 / 20	× (1 / 1.02) ^{10年}	= 123.1万円
勤続15年(5年後に退職)	12.5	300万円 × 15 / 20	× (1 / 1.02) ^{5年}	= 203.8万円

(イ) 給付算定式基準

【例示は勤続10年】



勤続年数	支給乗率	② 期間帰属計算	③ 割引計算	退職給付債務
勤続5年(15年後に退職)	5.0	300万円 × 5.0 / 15	× (1/1.02) ^{15年}	= 74.3万円
勤続10年(10年後に退職)	10.0	300万円 × 10.0 / 15	× (1/1.02) ^{10年}	= 164.1万円
勤続15年(5年後に退職)	12.5	300万円 × 12.5 / 15	× (1/1.02) ^{5年}	= 226.4万円

なお、給付算定式基準を用いる場合、IFRS や米国基準と同様、後の期間の給付額が前の期間の給付額と比較して著しく高い場合は「定額補整」を行うこととされています。

定額補整では、著しく給付が増加する前までの期間で給付が均等に発生するとみなします。下の図では、50歳時点で給付が著しく増加したとみなし、入社から50歳までの期間で毎年均等に給付が発生するとみなす補整を行います。

【 定額補整のイメージ 】

【40歳時点の給付発生額】

○給付算定式(定額補正が行なわれなかった場合)

A:(40歳時点の給付額)

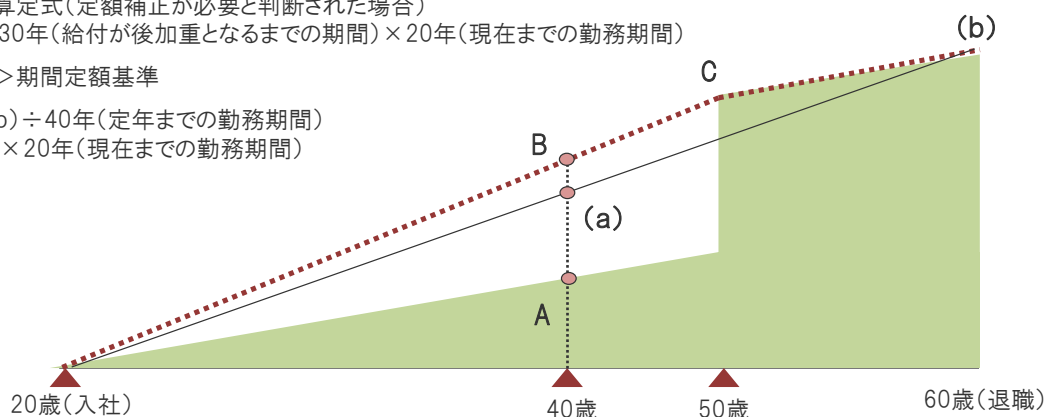
○給付算定式(定額補正が必要と判断された場合)

B=C ÷ 30年(給付が後加重となるまでの期間) × 20年(現在までの勤務期間)

<参考>期間定額基準

(a) = (b) ÷ 40年(定年までの勤務期間)

× 20年(現在までの勤務期間)



Q7. 割引率の設定方法について知りたい

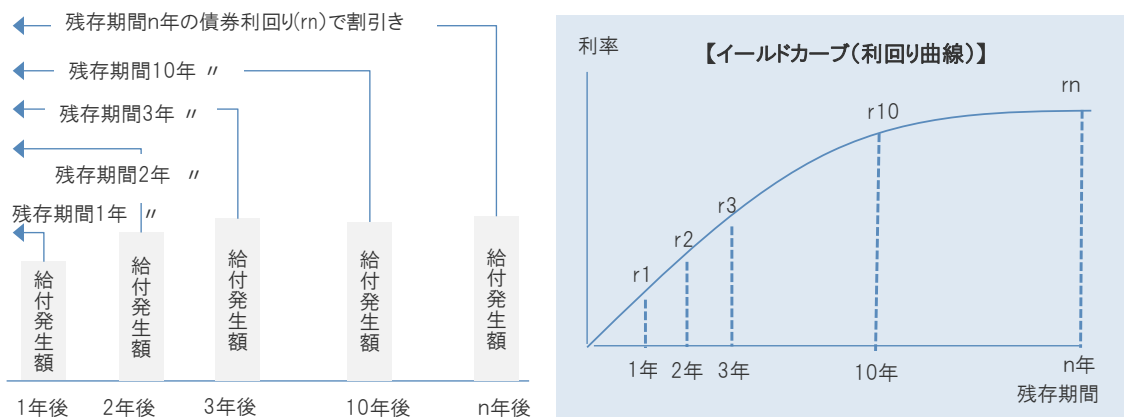
<回答>

割引率は「安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する（基準第20項）」とされており、「安全性の高い債券の利回り」とは「期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう（基準第20項注6）」となっています（優良社債とは、複数の格付機関からダブルA以上の格付けを得ている社債を言います）。

設定の基準とする債券の残存期間は「退職給付支払いごとの支払い見込み期間を反映するものでなければならない（適用指針第24項）」と定められています。以前は「退職給付支払日までの平均期間に対応する債券利回り（実務的には平均残存勤務年数に対応する債券利回り）」を使用することとされていましたが、2012年の基準改正で見直されました。

改正前後を比較すると、改正前は「退職給付の支払い期間」の要素のみが割引計算に織り込まれているのに対し、改正後では「退職給付の支払いごと」に割引を行うという考え方ですから「退職給付の支払いまでの期間と額の両方」が割引計算に反映されます。

退職給付支払いごとの支払い見込み期間を反映する方法のうち一番わかりやすい方法は「イールドカーブ」を使用して割引計算を行う方法です（下図）。1年後に発生する給付は残存期間1年の債券利回り、2年後に発生する給付は残存期間2年の債券利回りというように、給付の発生時期に応じてイールドカーブ上の利率を割引率とし、それぞれの給付額を割り引きます。この方法を複数割引率による割引（Q8ご参照）といいます。

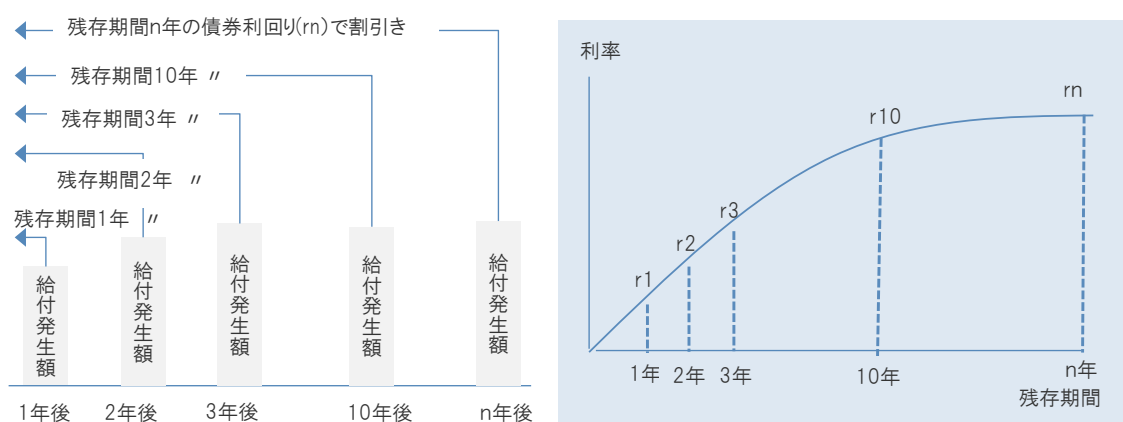


このほか、給付見込み期間ごとの給付額と期間を加重平均して求めた平均期間（支払いまでの期間と額の両方を反映する平均期間）に対応する債券利回りを割引率とする方法も考えられます。このような割引率を加重平均割引率といいます。

Q8. 複数割引率による割引計算について知りたい

<回答>

複数の割引率による割引計算とは、例えば1年後に発生する給付は残存期間1年の債券の利回り、2年後発生する給付は残存期間2年の債券の利回り、 n 年後に発生する給付は残存期間 n 年の債券利回りによってそれぞれ割引計算を行う方法です。



すなわち、計算時点における債券のイールドカーブを使用して割引計算を行う方法です。

イールドカーブで割引計算を行う際は、使用する債券を決定（国債かあるいは優良社債か）したうえで、日本証券業協会等が公表している年数別の債券利回りなどを基準にイールドカーブを決定することになります。

ただし、実際のデータでは必ずしも割引計算を行うすべての年限の利回りが得られなかったり、発行者の業績の変化が即座に反映されないケースがあるなど、市場のデータが直接使用できないことも考えられます。その際には、必要な年限の利回りの推定や異常値の排除など一定の補整を行う必要があります。

実務上は、信託銀行やコンサルティング会社がホームページ等で公表しているイールドカーブを利用して割引計算を行うのが現実的であると考えます。

Q9. 加重平均割引率による割引計算について知りたい

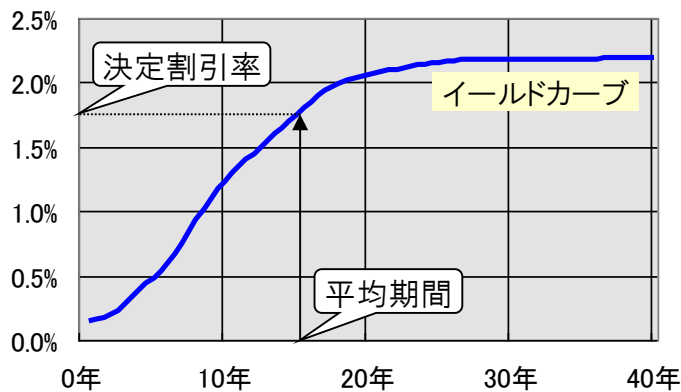
<回答>

給付見込み期間ごとの給付額と期間を加重平均して求めた平均期間（支払いまでの期間と額の両方を反映する平均期間）に対応する単一の債券利回りで割引計算を行う方法です。この平均期間は「退職給付支払いごとの支払い見込み期間と額の両方を反映する」ものであることが必要です。逆に、期間と額の両方が反映されるものであれば「特定の方法でなければならない」ということではなく、IFRSを用いている欧州の事例でも様々な方法が使用されているようです。

公益社団法人日本年金数理人会と公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務基準」および「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」では加重平均期間の算出方法として、①イールドカーブ等価アプローチ、②デュレーションアプローチ、③加重平均期間アプローチの三通りの方法が示されています。

これらの方法は、加重平均期間に対応する債券利回りを割引率とする点では変わりありませんが、加重平均期間を算定する方法が異なります。

【平均期間に対応する率の算出】



① イールドカーブ等価アプローチ

イールドカーブ等価アプローチは、いったんイールドカーブを使用して退職給付債務を計算し、単一の割引率で同じ退職給付債務となる割引率を逆算して求める方法です。逆算した割引率に対応する期間が「平均期間」となります。

この方法は「一回はイールドカーブを使用して割引率を計算する」ため、加重平均を行って単一の割引率を求めるメリットが感じられないかもしれませんが、実務上は以下

のメリットがあります。退職給付会計の実務では、期末よりも前の時点で退職給付債務を計算しておき、期末時点では経過期間の費用・給付等を調整し、期末時点の金利水準に応じて補整を行います。単一の金利に割引率が集約されていればこの補整計算を容易に行うことができます。

また、利息費用の計算（前期末の退職給付債務に割引率を乗じて計算）も容易です。さらに、複数割引率で計算した場合には、開示では「単一の割引率に集約したら何%になるか」という数値が必要になり、いずれにしても単一の割引率を計算しておく必要があるため、イールドカーブ等価アプローチでの計算が必要となります。

② デュレーションアプローチ

退職給付債務のデュレーション（金利感応度）に応じた期間を平均割引期間として割引率を決定する方法です。

退職給付会計の実務では、期末前の時点で退職給付債務を計算しておき、期末時点では経過期間の費用・給付等の調整と期末時点の金利水準に応じた補整を行います。その際、期末の金利水準の補正を行うことを目的として「二通りの割引率」で退職給付債務を計算しておくことが通例です。二通りの割引率による退職給付債務の計算結果があれば次の算式でデュレーション（＝平均割引期間）を求めることができます。

二つの割引率からデュレーションを求める方法

PBO①：割引率 i で計算した退職給付債務

PBO②：割引率 j で計算した退職給付債務

$R = PBO① \div PBO②$ とするとデュレーション N は

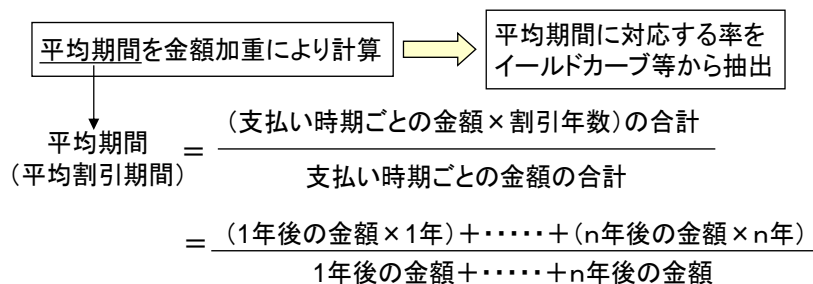
$N = \log(R) \div \{\log(1+j) - \log(1+i)\}$ となります。

（注）「log」は数学の記号で「対数」というものです（関数電卓で計算可能です）。

③ 加重平均期間アプローチ

加重平均期間アプローチは、期間帰属した退職給付の額で退職給付支払いまでの期間（一時金であれば退職までの期間、年金の場合は年金支給期間も考慮）を加重平均した期間を平均割引期間とする方法です。

給付の発生時期を把握できれば判りやすい考え方といえるでしょう。



Q10. 割引率設定に関する重要性基準について知りたい

<回答>

割引率は、各事業年度において再検討し、検討後の割引率で計算した退職給付債務と現行の割引率で計算した退職給付債務とを比べて10%以上変動する場合（重要な影響を及ぼす場合）、割引率の見直しや退職給付債務の再計算が必要とされています（適用指針第30項）。これを「(割引率設定に関する)重要性基準」と呼びます。一般的には、退職給付債務の変動が10%以内にとどまる場合は、割引率を変更しなくてもよいと解されています。

企業会計では、一般的な基準としての「重要性基準」が存在します。重要性に乏しい場合は簡便な方法での処理を行うことができるという考え方です。退職給付会計基準では、一般的な重要性基準とは別に割引率に関しての特別な重要性基準が設けられています。これは、米国基準やかつてのIFRSで認められた回廊（コリドー）（Q68ご参照）を設けなかったためと言われています。回廊ルールは退職給付債務の算出は精緻に行う代わりに、数理計算上の差異が一定の範囲（退職給付債務、年金資産いずれか大きいほうの10%）に収まっている間は、費用処理を行わないという考えに基づいています。日本基準ではこの回廊ルールを採用しない代わりに重要性基準を採用したと言われています。

重要性基準は退職給付会計基準で認められている処理であり、適用することに問題があるわけではありません。ただ、改正後の退職給付会計基準では貸借対照表での“即時認識”が行われているため、積立状態を正確に知らしめるためには、重要性基準を使わないことが望ましいと言えます。即時認識は期末の積立状態を投資家に正確に伝えるためのものであり、実際に年金資産は、期末の公正価値（時価）で測定されます。比較対象となる退職給付債務に最大10%の誤差が生じている可能性があるると正確な積立状況が反映されない恐れがあるからです。

なお、重要性基準を適用した場合、変更する必要が生じた場合に退職給付債務の変動率が大きくなることには注意が必要です。

Q11. 基礎率と退職給付債務の関係について知りたい

<回答>

退職給付債務は、様々な前提に基づき給付額を予想し、割引率で現在価値に換算します。年金資産の期待運用収益も運用収益率に基づく予測値です。こうした予測の前提として設定される割引率や退職率、長期期待運用収益率などを「計算基礎」と言います。

【 計算基礎の例 】

割引率	将来の退職給付見込額を現在価値に換算するための利率
長期期待運用収益率	年金資産に期待される運用収益の率
退職率	従業員が在職中に生存退職する年齢ごとの発生率
死亡率	従業員が在職中および退職後に死亡する年齢ごとの発生率
昇給率	将来の給与の上昇を見込むために使用する率
一時金選択率	年金受給資格を得た者が年金に替えて一時金を選択する率

計算基礎の変動で退職給付債務や退職給付費用は変動しますが、その影響は計算基礎毎に異なります。各計算基礎の変動による退職給付債務等への影響は以下のとおりです。

(1) 割引率

金利の低下に伴い割引率を引下げると、退職給付債務及び勤務費用（Q25 参照）は増加します。反対に金利の上昇によって割引率を上げると、退職給付債務及び勤務費用は減少します。割引率の変動によってどれだけ退職給付債務が増減するか（これを感応度といいます）は制度ごとに異なりますが、一般的には、割引率が1%変動すると退職給付債務は約15%変動すると言われていています。つまり、例えば割引率を2%から1%に下げた場合、退職給付債務は約15%増加するということです。

利息費用は、感応度と利率変動の影響を受けます。なお、通常退職給付債務の感応度と現状の金利水準を考慮すると、金利低下局面では利息費用は減少、上昇局面では増加すると考えられます（金利が2%から1%に低下して退職給付債務が15%増加とした場合、利息費用は割引率低下前の $1 \times 2\% = 0.02$ が低下後は $1.15 \times 1\% = 0.0115$ となります）。

(2) 長期期待運用収益率

長期期待運用収益率は年金資産の期待運用収益を算出する率であり、収益率の変更は退職給付費用に影響を与えます。退職給付費用は「勤務費用+利息費用-期待運用収益±未認識項目の費用処理額」で求めるため、長期期待運用収益率を引下げる（引上げる）と期待運用収益が減少（増加）して退職給付費用は増加（減少）します。

（３）退職率

退職率の低下は中途退職の減少、すなわち勤続年数の伸長を意味します。勤続年数が伸びると給付額が多くなりますが、割引期間も長くなります。割引期間が長くなると現在価値は減少します。このように給付額の増加と割引期間の伸びとの兼合いがあるため、退職率の増減による影響は一概には言えません。

（４）死亡率

死亡率には在職中の従業員の死亡だけでなく、退職後の受給権者の死亡も含まれます。一般的に、死亡率の変動はそのほとんどが平均余命の伸びによるものです。そのため、退職一時金制度や企業年金でも確定年金で支給する制度は、退職給付債務等が死亡率の影響を受けることはほとんどありません。死亡率変動による影響を受けるのは主に終身年金（保証付き終身年金を含む）の場合です。終身年金の場合、平均余命が伸びると給付総額が増加するため、退職給付債務の増加につながります。

（５）昇給率

一般的に、昇給率は給付額の算定に用いる基準給与の伸び率のことを言います。昇給率が低下すると退職給付債務は減少し、反対に上昇すると退職給付債務は増加します。昇給率の変動による退職給付債務の影響度合いは、昇給率の変動の仕方や給付カーブの形状などに左右されるため、制度によって異なります。なお、多くの制度は給付額が給与のベース・アップ（ベ・ア）による影響（これをベ・アはねと言います）を受けないため、昇給率にベ・アを含んでいませんが、ベ・アはねする制度で、ベ・アが合理的に織り込める場合には、ベ・アも昇給率に含めることとなります。

（６）一時金選択率

企業年金制度において、規約の定めにより年金での受取りに代えて一時金の選択が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定します。一時金選択率の変動による退職給付債務の影響度合いは、主に年金の支給期間、給付利率など制度の要因によって左右されます。たとえば、15年確定年金、給付利率3.0%の制度で、割引率が1.5%の場合、一時金選択率を0%から100%に変更すると、従業員の退職給付債務が10%程度減少します（退職率が低く、全ての従業員が年金受給資格に到達する場合）。終身年金のある制度では、一時金選択率の設定による退職給付債務の変動はより大きくなります。

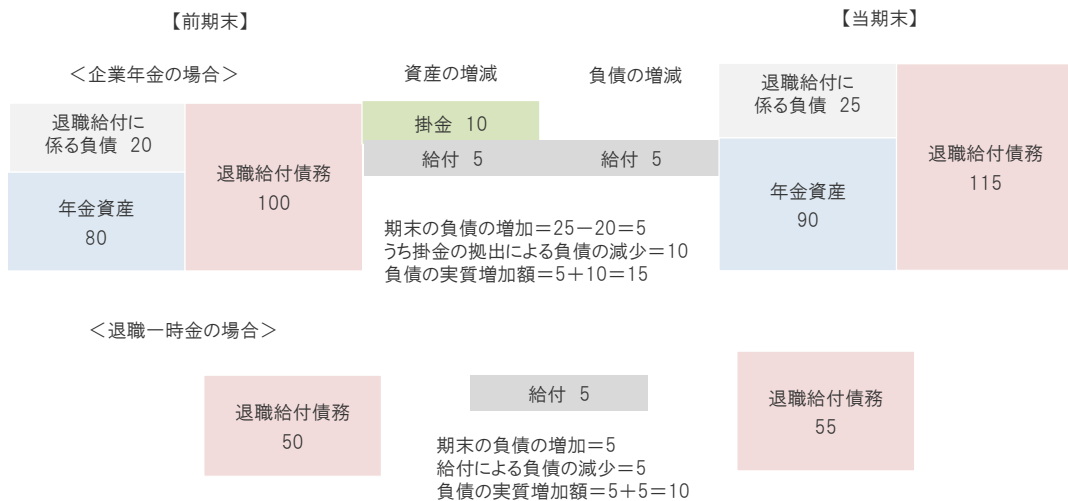
Q12. 簡便法について知りたい

<回答>

簡便法は従業員数 300 人未満の小規模企業等に認められる、退職給付債務の簡便な計算方法です。従業員 300 人以上の企業でも、年齢や勤務期間に偏りがあるなどで、原則法に基づく計算結果に信頼が得られない場合には、簡便法の使用が認められます。簡便法による退職給付債務は、年金財政計算上の数理債務の額や期末自己都合要支給額などを利用します（適用指針第 50 項）。なお、退職給付費用は以下のような方法で算出します。

退職給付費用（企業年金の場合）＝期末の退職給付に係る負債－（期首の退職給付に係る負債－掛金拠出額）。退職一時金の場合は掛金拠出額でなく、一時金給付額を用いる。

また、簡便法から原則法への変更は可能ですが、原則法から簡便法への変更は原則として認められません。



	原則法	簡便法	
		退職一時金制度	企業年金制度
退職給付債務	退職給付見込額×期間帰属計算×割引係数	①期末自己都合要支給額×支給係数※ ②期末自己都合要支給額×割引率×昇給率 ③期末自己都合要支給額	④数理債務×比較指数※ ⑤従業員は左記②か③、受給者及び待期者は数理債務 ⑥数理債務
退職給付に係る負債(資産)	退職給付債務－年金資産	退職給付債務	退職給付債務－年金資産
退職給付費用	退職給付債務の増加分－期待運用収益±未認識項目の費用処理額	退職給付に係る負債の増減額＋退職金支払額	退職給付に係る負債の増減額＋掛金額

(※)比較指数：原則法で算出した退職給付債務と自己都合要支給額(年金制度は数理債務)との比率

Q13. マイナス金利下での割引率設定方法について知りたい

<回答>

日銀のいわゆるマイナス金利政策の導入で、国債の利回りがマイナスに転じたことにより、退職給付債務等の計算に利用する割引率の設定方法が課題となりました。企業会計基準委員会（ASBJ）は、2017年3月に実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表し、当面の間、マイナスをそのまま利用する方法、0%を下限とする方法のいずれも認めるとしました。この実務指針は「当面の取扱い」という暫定的な対応を示したものであったため、恒久的な取扱いを定めるために議論が続けられましたが、2018年3月に公表された実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」では、「マイナスをそのまま利用する方法、0%を下限とする方法のいずれの方法によっても退職給付債務の額に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと企業会計基準委員会が認める当面の間、適用する」とされました。

割引率の設定に関するASBJの対応を振り返ると、まず2016年3月に議事概要を公表し、2016年3月期決算での対応について、マイナスをそのまま利用することも0%を下限とすることも認めるという方針を示しました。上記のとおり、その後2年をかけて恒久的な取扱いを定めるべく議論を重ねてきましたが、結局はマイナスをそのまま利用する方法と0%を下限とする方法のいずれも認めるという暫定的な取扱いを継続することになりました。

マイナスをそのまま利用することを支持する意見として、現実にマイナス金利が実現している以上、それを尊重すべきである、あるいは利回りがプラスの場合と整合性があるなどがあります。これに対して、給付債務の履行が事業主によって行われる場合には規約で定められた給付額以上の給付義務を事業主は負っていないため利回りの下限は0%（給付見込額と同額）であるべきとの意見があります。結局、両者は平行線を辿り、当面の間として定めた取扱いを期限を定めずに継続することになったわけです。

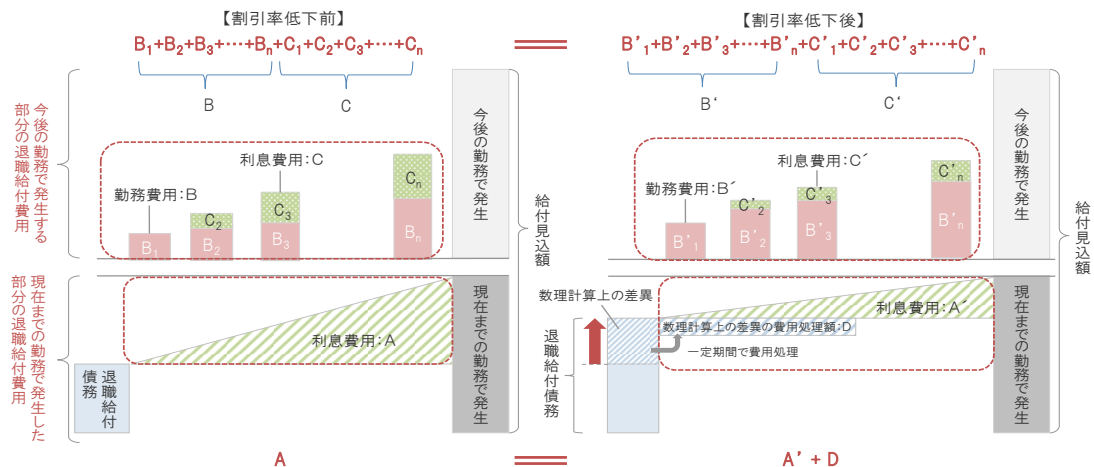
なお、IFRSや米国基準は、割引率を優良な社債を基準に設定することとされています。社債利回りでもマイナス利回りが実現はしましたが、今のところ割引率の下限に関する議論はなされていません。ちなみに、日本ではマイナスを使っている企業も0%を下限としている企業もありますが、実務面で特段の混乱はみられていません。

Q14. 割引率の低下が、その後の費用にどのような影響を与えるのかを知りたい

<回答>

割引率の低下は将来の給付見込額の増加をもたらすわけではないため、給付までの期間を通算すると退職給付費用への影響は中立です。ただし、退職給付債務や勤務費用の計算方法さらに会計処理方法による影響で各期に割り当てられる費用（負債サイドの費用要素）は割引率低下前後で異なります。具体的には、割引率低下直後は割引率低下前より費用は増加し、その後は逆に費用は減少することになります。その仕組みは以下の通りです。

(割引率低下前後の退職給付債務等の変化)



退職給付債務は現在までの勤務で獲得した将来の給付見込額の現在価値です。割引率が低下すると退職給付債務は増大し、その増加額は数理計算上の差異となります (D)。

- ① 割引率低下前の退職給付債務に対する今後の利息費用 (A) は割引率低下後の今後の利息費用 (A') と数理計算上の差異の費用処理額 (D) の合計、 $A = A' + D$ です。
- ② 今後の勤務で発生する給付見込額は割引率低下前は $B + C$ (上図参照)、低下後は $B' + C'$ (上図参照) です。ただし、今後の勤務で発生する給付見込額は割引率低下前後で同額、つまり、 $B + C = B' + C'$ です。
- ③ 今後の費用合計は割引率低下前は $A + B + C$ 、低下後は $A' + B' + C' + D$ 。①と②から両者は同額となります。

なお、数理計算上の差異は勤務終了以前の期間で処理されます。また、割引率変更前後の勤務費用の差異は割引期間が長いほど影響が大きくなり、逆に利息費用は債務の残高が大きい (= 給付までの期間が短い) ほど大きくなります。結果的に割引率低下前と低下後と比較すると、低下直後は低下前より低下後の費用 (勤務費用 + 利息費用 + 数理計算上の差異) が大きくなり、逆に勤務期間終了近くには低下後の費用が小さくなります。

年金資産・退職給付信託

Q15. 長期期待運用収益率は、何を基準に設定すればよいのか知りたい

<回答>

適用指針第 25 項には、「長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する」とあります。年金制度は長期的に運営するものであるため、運用成果は運用方針で示されたものに収斂していくと考えられます。つまり、年金資産構成・運用方針等を考慮して、長期的に期待される収益率を設定することがより適切であると考えられます。

割引率は、安全性の高い債券の期末の市場実勢利回りであり、基本的に毎期見直すことが求められます。一方、長期期待運用収益率は、毎期見直す必要はないと考えられます。年金資産の資産構成割合を変更した場合やマーケットの環境について明らかに基調変化がみられる場合にのみ変更すればよいものと考えられます。

Q16. 退職給付信託の概要について知りたい

<回答>

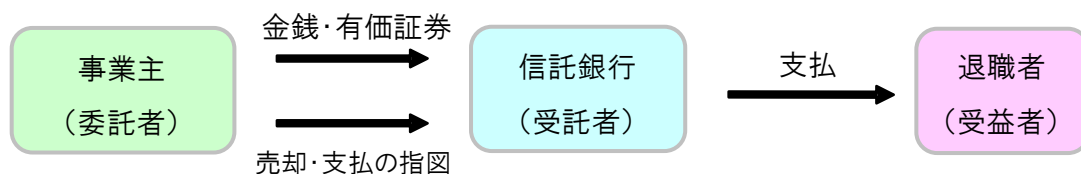
退職給付信託とは、事業主が保有する有価証券や金銭等を拠出し、信託目的を退職給付（退職一時金制度の退職金支払いまたは年金制度の掛金拠出）に限定した他益信託です。退職給付会計では、以下の4要件を全て満たすと会計上の年金資産として認めることとしています。

【退職給付信託の4要件】

- ① 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること
- ② 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託（※）であること
- ③ 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産への事業主への返還及び事業主による受益者に対する詐害的な行為が禁止されていること
- ④ 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

（※）信託契約は委託者自身が受益者となることも、委託者とは別の第三者を受益者とすることもできます。委託者自身が受益者となる契約を自益信託、第三者を受益者とする契約を他益信託と呼びます。確定給付企業年金では、基金型は基金が委託者であり、受益者である自益信託、規約型は事業主が委託者で加入者及び受給権者が受益者となる他益信託となります。

《退職給付信託のスキーム》



退職給付信託に拠出できる資産は時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性が高いことが求められます。具体的には上場有価証券、現金・預金等が該当します。また、持合株式を拠出する場合、委託者に議決権の行使を指図する権限が留保され、実質的に持合関係を維持することができます。なお、退職給付会計では、退職給付信託を新規に設定する場合、退職給付債務を超えて拠出することはできないとされています。未積立退職給付債務（退職給付債務－年金資産）の額の範囲内で設定することになります。

Q17. 退職給付信託を設定したときの会計処理を知りたい

<回答>

退職給付に関する会計基準の適用指針第19項では、「信託財産を会計基準のもとで年金資産とするには、事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行うこととなる」とあります。

拠出する資産が株式など有価証券である場合、拠出時の時価と取得時の価額（簿価）とは差があります。時価で拠出する処理を行うと時価と簿価の差額は拠出時の損益となります。一方、現金を拠出する場合は、時価と簿価で差異がないため、設定時に損益は計上されません。また、退職給付会計では、拠出金は費用とならず、拠出時点では拠出額と同額の退職給付に係る負債（単独決算では退職給付引当金）が取り崩されることとなります。

<退職給付信託設定時の処理（株式を拠出した場合）>

○簿価 70、時価 100 の株式を退職給付信託として拠出した場合

退職給付に係る負債	100	/	有価証券	70
			退職給付信託設定益	30

○現金 100 を退職給付信託に拠出

退職給付に係る負債	100	/	現金	100
-----------	-----	---	----	-----

なお、IFRS（国際会計基準）には、資本性金融商品のOCIオプションという会計処理が存在します。IFRSでは資本性金融商品（株式）は、原則として期末の公正価値（時価）で評価し、時価変動については損益計算書に表示します。ただし、時価変動を損益計算書ではなく、包括利益計算書でその他の包括利益（OCI）を計上するOCIオプションを選択できます。ただし、この処理を選択すると、実際に有価証券を売却したときに損益計算書に売却益を計上できません。IFRS適用企業で、このOCIオプションを使っている場合、保有株式を退職給付信託に拠出しても設定時に損益は計上されません。

Q18. 退職給付信託はどのような場合に返還可能なのか知りたい

<回答>

退職給付信託の返還については、「退職給付債務と年金資産とを比較して、将来の予測できる一定期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要である」（適用指針第106項）としています。

この要件からまず読み取れることは、返還される退職給付信託は、退職給付債務に対する積立超過部分に限られるということです。しかし、超過していれば無条件に返還が認められるわけではありません。なぜなら、適用指針で示された①「一定期間積立超過状態が継続する」、②「積立超過部分が給付に使用されない」という2つの要件を満たすことも必要だからです。

退職給付信託の信託財産が現金でない限り、価格変動は避けられません。例えば、株価の上昇によって積立超過となった場合に、解約可能か、可能であるとすればどの程度解約できるのかなどを判断しなければなりません。判断の基準として、過去の株式（市場平均あるいは個別銘柄）のボラティリティを考慮して下限値を想定し、それを超える水準を解約可能と判定すること、あるいは瞬間的な相場変動はともかく平均的な水準を想定し、それを超える水準を解約する、などの考え方があります。また、資産サイドだけでなく、今後の給付債務の状況を織り込むことも想定されます。さらに、年金制度に設定された退職給付信託の場合、年金制度の積立水準や拠出スケジュールも考慮することができるかもしれません。年金制度の財政が健全かつ掛金が安定的に払い込まれる状態であれば、退職給付信託の資産は超過部分を含めて支払い（掛金拠出）に利用されない可能性が高いからです。いずれにしても、退職給付信託の解約については、客観的な判定基準が存在しないものと考えられます。各企業で判断したうえで、会計監査人に確認のうえ決定することになると考えられます。

Q19. 退職給付信託が返還された場合の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付信託が返還された場合、退職給付に係る負債（単独決算では退職給付引当金）の増加として処理します。

さらに、返還額に重要性があると認められる場合は、返還額に対応する未認識数理計算上の差異を一時費用処理します。なぜなら返還される退職給付信託は年金資産ではなくなるため、未認識数理計算上の差異のうち返還額に対応する部分については、遅延認識を行う根拠がなくなるためです。なお、返還額に対応する未認識数理計算上の差異が不明な場合は、未認識数理計算上の差異の総額を「返還額／返還前の年金資産」などで按分し、合理的に算出します。もっとも、退職給付信託は、通常は企業年金の資産とは独立したファンドであり、過去発生した数理計算上の把握がさほど困難であるとは思えません。

一方、返還額に重要性がないとされた場合は、数理計算上の差異の一時費用処理は行わず、引き続き遅延認識を行います。なお、重要性の有無に関して、基準では客観的な判断基準を示していません。

<退職給付信託返還時の仕訳（連結決算の場合）>

株式版退職給付信託の株式 500 が返還され、返還額が重要性があると認められた場合
（法人税率は 30%）

【前提】返還前の年金資産合計額は 1,500、未認識数理計算上の差異は 300（借方差異）

①（借）	その他有価証券	500	／	（貸）	退職給付に係る負債	500
②（借）	退職給付費用	100	／	（貸）	退職給付に係る調整額	100
③（借）	退職給付に係る調整額	30	／	（貸）	法人税等調整額	30

- ① 年金資産 500 が返還され、同額の負債増加 ⇒有価証券が同額増加
- ② 数理計算上の差異 100（数理計算上の差異 300 を、退職給付信託 500 の年金資産合計 1,500 に対する比率で按分）を費用処理 ⇒同額のその他の包括利益が増加（※）
- ③ ②の費用及びその他の包括利益について税効果を考慮

（※）②はいわゆる組替調整（リサイクリング）

Q20. 退職給付信託で保有する株式が著しく下落した場合、減損処理を行う必要はあるのか知りたい

<回答>

退職給付信託においては、減損処理を行う必要はありません。

退職給付信託ではなく持合株式などを保有している場合、当該株式の株価が著しく下落し、回復の可能性が低いと判断された場合は、減損処理を行います。株式版の退職給付信託の多くは、もともと持合株式として保有していた株式を拠出したものであり、持合株式と同様に減損処理を行う必要があると考えるかもしれません。しかし、退職給付信託はあくまで年金資産であり、年金資産の時価変動（期待運用収益と実際の運用収益との差額）は数理計算上の差異として処理するという退職給付会計のルールに従うものと考えられます。

したがって、年金資産で保有する株式あるいは特定のファンドが回復不能な状況に陥ったとしても数理計算上の差異として処理されます。ちなみに、2012年には運用委託された年金資産の大半が消失してしまう、いわゆる AIJ 投資顧問事件が起きました。その際、日本公認会計士協会より、回収不能の見込み額を特別損失として一括損失処理するという処理方法が示されました。一括で損失処理を行う理由として、「本来であれば、この事象に関しても過去に遡って数理計算上の差異として遡及適用すべきだが、発生の時期及び額が特定できないこと、あるいは当該処理を行ったとしても事務が煩雑かつコストを負担する割に得られる効果がない」を挙げています。要するに、一括損失処理が行われたのは、回復の見込みがないために減損を行ったからではなかったわけです。

Q21. 自社株式を退職給付信託に拠出することは可能か知りたい

<回答>

法的あるいは会計的見地からは不可能ではないと考えられます。ただ、自社株を退職給付信託に拠出するのは、以下に示すような問題点があると考えます。

① 年金資産としての適切性

退職給付信託は受益権の行使理由として、「委託者が退職給付の支払能力を喪失した場合」とする契約が一般的です。つまり、退職給付信託は「ラストリゾート」としての機能を期待されているわけです。委託者が支払能力を喪失する典型的なケースは委託者である企業の破綻です。この場合、受益権が行使される（退職金の支払い）時点で信託財産として保有する自社株式はその経済的価値を失っているはずで、受託者としては、受益権が行使される時点で経済的価値がなくなる自社株式を、上記の契約内容で給付のための資産として受入れることは不適切と考えるのが自然です。

② 議決権、インサイダー等の問題

自社株式の議決権を自社で行使することはできません（退職給付信託では議決権の行使は信託銀行が行いますが、委託者が議決権行使の指図をするため、実質的には議決権を行使しているのと同じです）。

また、売却を行う場合にはインサイダー取引に配慮する必要があります。特殊なスキームでこうした課題を解決する方法がないわけではありません。しかし、余計なコストを負担してまで自社株式での退職給付信託に固執する必要はないと思われます。

Q22. 期中に掛金を一括拠出した場合、期待運用収益は見直すのか知りたい

<回答>

期中に特例掛金を一括拠出したり、退職給付信託を設定するなど年金資産に重要な変動があった場合には、これを反映し期待運用収益を見直すことができると考えられます。適用指針第21項に「期待運用収益は、期首の年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて計算することを原則とするが、期中に年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させる」とあるためです。適用指針は、期中に過去分を含めた確定拠出年金へ移行するケースなど制度変更等による年金資産の減少を意識した可能性が高いと考えられますが、必ずしも重要な変動は資産の減少とは限りません。実際、期中に退職給付信託を設定した場合に、期待運用収益の見直しが認められるケースは多いようです。

一方で、適用指針で言う“重要な変動”は、マーケットの変動等による年金資産額の変動を意味しているわけではありません。期首においてマーケットの変動等を考慮して長期期待運用収益率を見直すことは認められますが、期中のマーケットの変動は数理計算上の差異に反映されるべきです。

もっとも、掛金の一括拠出や退職給付信託設定による年金資産の増加あるいは退職給付信託返還、さらには一部制度をDC移行する場合の年金資産の減少について、どの程度であれば重要な変動にあたるのかについては明確な数値が示されていません。上記のとおり、期待運用収益の額を見直すことは利益の増減に直結するだけに慎重な対応が必要であることは言うまでもありません。

Q23. 退職給付信託の税務上の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付信託は、税務上は引き続き委託者が保有しているものとみなして取り扱われます。したがって、事業主が保有する有価証券等を拠出し退職給付信託を設定しても、資産譲渡にかかる課税はありません。また、信託資産から発生した収益は委託者の所得として法人税が課せられます。一方で、退職給付信託のために支払った信託報酬は委託者の費用として損金となります。上記のとおり、退職給付信託は引き続き委託者が保有しているとみなされるわけであり、企業年金制度へ掛金として拠出されるわけでもありません。したがって、退職給付信託への拠出額が課税所得の計算において損金となることはありません。もちろん、退職給付信託から企業年金への掛金拠出あるいは退職金が支払われた場合は、委託者が払ったものとして損金に算入することができます。

上記の通り取り扱われる根拠は、退職給付信託が税務上、“受益者が不特定又は不存在（注）の他益信託”として扱われることにあります。実際問題として、受益者はまだ一時金の給付や掛金の支払いを受けているわけではなく、税金を支払う理由はありません。したがって、発生した収益に対する課税も、不特定又は不存在の受益者に対してではなく、委託者に対して行われるわけです。

なお、「受益者が不特定又は不存在の他益信託」ということであれば、規約型の確定給付企業年金も該当することになります。しかし、確定給付企業年金の場合は、別途法令によって掛金は損金とし、資産に対しては特別法人税を課す（現在は課税凍結中）ことが定められています。

（注）年金制度を受益者とする場合、受益権が将来帰属する先となるのは当該年金制度であることが想定されます。しかし、その成就には一定の要件を必要とするため、期待権を有するのみの浮動的状态にあるとして存在しないものとみなされます。

Q24. 退職給付信託についての開示基準について知りたい

<回答>

退職給付会計では、退職給付信託に関する情報開示について、「退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記する（適用指針第59項（1）」としています。

この規定では、企業年金制度を対象にした契約で、しかも金額的に重要性がある場合には金額または年金資産に対する構成比を開示するよう求めていると解釈できます。逆に言えば、退職一時金制度を対象とした契約あるいは金額的に重要性が認められない場合は、開示を免れると解釈することができます。

なお、退職給付会計に関する適用指針では、「結論の背景」の中で、開示を求めた理由として、株式を拠出した退職給付信託は分散投資が行われている通常の企業年金資産とはリスク・リターンの構造が異なる点を挙げています。これは、退職給付信託の多くが、いわゆる政策保有株式を拠出した契約であることを意識したものだと考えられます。

ただし、退職一時金を対象に設定された退職給付信託の開示を排除した理由については、特段の記載がありません。投資家に対して透明性の高い開示を心がけるのであれば、退職一時金を対象に設定した契約についても、金額的に重要性がある場合にはその残高あるいは構成比を開示することが求められると言えます。

また、株式版の退職給付信託の設定の有無に関しては、退職給付の注記以外の方法で確認することができます。有価証券報告書では、「コーポレートガバナンスの状況等」の項目でコーポレートガバナンスの概況や役員の状況、監査の状況などの報告が求められますが、その中で株式の保有状況の記載が要請されているからです。

具体的には、株式の保有状況について、保有目的が純投資以外の目的である投資株式を「特定投資株式」と「みなし保有株式」の2つに分類して開示します。前者はいわゆる持合株式であり、後者は「所有権は有しないものの、議決権の行使権限またはその指図権限を有する株式」と定義される株式で、実質的に退職給付信託で保有する株式が当てはまることとなります。

会計処理

(退職給付費用、負債(資産)の計上)

Q25. 退職給付費用の算出方法について知りたい

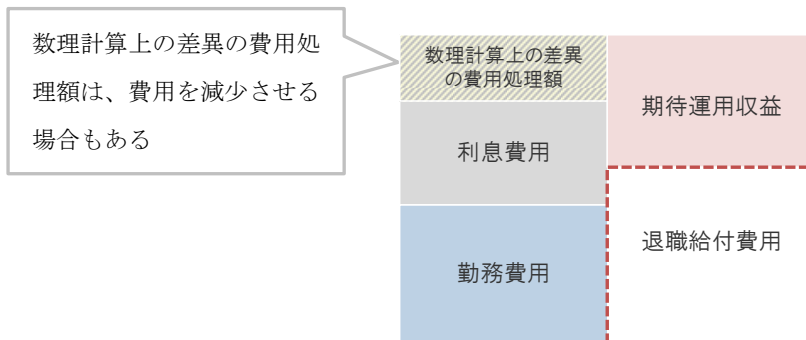
<回答>

退職給付費用とは、退職金・年金制度を含めた退職給付制度にかかる会計上の費用です。費用の認識は、退職給付会計の基本的な考え方である発生主義に基づいて行われます。発生主義とは、現金支出という事実にとらわれず、支出の原因となる事実（労働の提供）の発生に基づき会計処理を行うという考え方で、現在の会計における基本的な考え方です。

退職給付費用は、退職給付債務の当期増加見込額から年金資産の当期の期待運用収益を控除して算出されます。この期待運用収益を控除する取扱いは、退職給付債務の増加見込額のうち、運用収益によって給付資金の手当てができる部分は企業の負担とはならないという考え方にに基づきます。退職給付債務の当期増加見込額は、勤務費用および利息費用の合計です。勤務費用は当期の勤務によって獲得した将来の給付額の現在価値であり、利息費用は利息相当額を割り引いている退職給付債務の当期の利息であり、期首退職給付債務×割引率で求めます。

退職給付債務の増加額から控除する期待運用収益は、実際の運用収益ではなく「期初年金資産×長期期待運用収益率」で求めます。また、期待運用収益と実際の運用収益との差や退職給付債務の計算誤差によって数理計算上の差異等の未認識項目（Q28ご参照）が発生します。発生した未認識項目は一定年数にわたって退職給付費用に分割計上されるため、その当期分の費用処理額をさらに加えた「勤務費用+利息費用-期待運用収益+未認識項目の費用処理額」が退職給付費用となります。

<退職給付費用の構造>

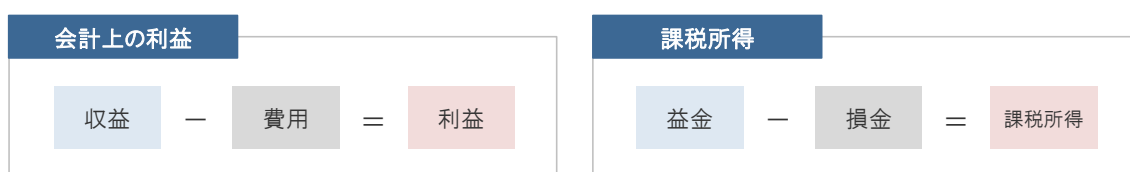


Q26. 退職給付に関する税務上の費用について知りたい

<回答>

退職給付に関して税務上の費用（損金）となるのは、企業年金については掛金拠出額、退職一時金については給付の支払額です。したがって、課税所得の算出にあたっては調整が必要となります。

会計上の利益は、収益から費用を差し引いて求めます。これに対し、課税所得は益金から損金を差し引いて求めます。収益と益金、費用と損金は一致する場合は多いものの、すべて一致するわけではありません。具体的には、①「収益」ではあるが「益金」ではない（益金不算入：受取配当金など）、②「収益」ではないが「益金」である（益金算入：売上計上漏れなど）、③「費用」ではないが「損金」である（損金算入：特別償却額など）、④「費用」であるが「損金」ではない（損金不算入：退職給付費用、交際費など）があります。退職給付費用は上記のとおり、会計上の費用ですが税務上の損金ではないため、損金不算入となります。



課税所得の算出について、数値例でご紹介します。税引前当期純利益が10億円、退職給付費用が1.5億円、掛金拠出額、退職金支払額が各々0.5億円、0.3億円であったとします。退職給付費用は費用として会計上の利益から差し引かれていますが、税務上の損金ではないため、課税所得に加えます。一方、掛金拠出額、退職金支払額は損金として課税所得から控除します。このケースでは、課税所得は、税引前当期純利益（10億円）＋損金不算入額（1.5億円）－損金算入額（0.5億円＋0.3億円）で10.7億円となります。

税引前利益	10億円
退職給付費用	1.5億円
掛金拠出額	0.5億円
退職金支払額	0.3億円

税引前利益	+	損金不算入額	-	損金
=	10	+	1.5	- (0.5+0.3)
=	10.7億円			

(注) 税引前利益は退職給付費用が控除されているため、課税所得算出にあたっては退職給付費用(損金不算入額)を加え、損金である掛金及び退職金支払額を控除する。

Q27. 退職給付会計では、なぜ掛金を費用としないのかについて知りたい

<回答>

費用は基本的にはキャッシュ・アウトフロー（資金流出額）と一致します。ただ、会計期間中のキャッシュ・アウトフローの額（掛金）が、そのまま当期の費用になるわけではありません。期間損益を算出するためには、収益との対応や支出の事実となった事象との関係が考慮されるからです。減価償却費などを想定してもらえば理解できるはずですが、つまり、費用の総額はキャッシュ・アウトフローと一致しますが、各期への配分は会計目的に沿って行われるということです。退職給付会計では、労働の対価として費用を算出することを目的とし、そのための適切な方法が考えられたわけです。

掛金の算出を行う年金財政の目的は、将来の給付のために必要な資金を積み立てることです。掛金の算出もキャッシュ・アウトフローの総額を予想し、それを各期間に割り当てる作業であり、その考え方自体は退職給付費用の算出と変わりません。ただ、掛金の算出は、事業主のリスク許容度や掛金負担能力を考慮して、予定利率の水準や過去勤務債務の償却期間を決定します。加えて、掛金は税務上の費用となるため、平準的になるような計算方法が使われます。これに対して、会計上の費用は労働の対価として発生した額を求めることが目的であり、平準化を意図して算出しようとは考えません（Q29の遅延認識は平準化を意図して行われる処理ではありません）。

キャッシュ・アウトフローの期間配分を行っているという点では、企業会計も年金財政も同じです。ただ、掛金は必ずしも労働の対価を適切に示すものでないため、企業会計では選択されなかったわけです。これは、IFRSでも米国会計基準でも同じです。

会計情報が投資情報として有用であるためには、客観性や比較可能性に優れていることが求められます。掛金が費用だと、客観性や比較可能性が十分ではないことは容易に想像できます。予定利率の水準や過去勤務債務の償却期間などで掛金額が大きく変動するからです。また、予定利率や過去勤務債務の償却期間など年金財政上の前提条件が開示されても、客観性や比較可能性の問題解決にはつながりません。年金財政の仕組みを理解している投資家がほとんどいないと考えられますし、そもそも投資家に年金財政の仕組みを理解することを要求することも筋違いです。必要なことは、特殊な知識を有している人だけに理解可能な情報を提供することではなく、投資家の共通の尺度である会計基準の下で比較可能性や透明性を高めることです。結果的に、主要な会計基準では、掛金の算出とは異なる独自の費用算出ルールを作ることになったと考えられます。

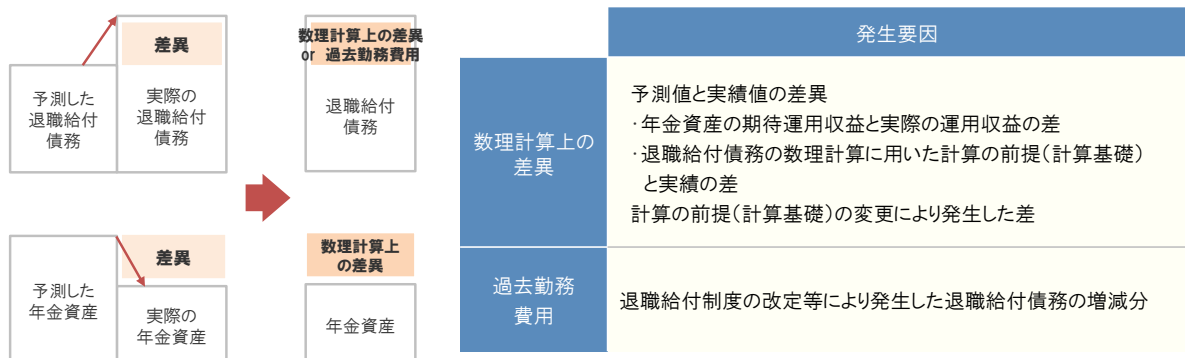
Q28. 数理計算上の差異および過去勤務費用について知りたい

<回答>

退職給付債務及び勤務費用は、一定の前提条件を置いて見積もり計算で算出します。したがって実績が前提条件と異なったり、割引率などの前提条件を変更すれば算出結果は当初予定していた額と乖離が生じます。一方、年金資産の実際のパフォーマンスも期待運用収益通りになるわけではありません。このように退職給付債務でも年金資産でも予定額と実績には差異が生じ、この差異を「数理計算上の差異」といいます。たとえば、割引率が低下（上昇）すると退職給付債務が増大（減少）し、当該増加（減少）額が数理計算上の損失（利益）になります。この他、脱退率や昇給率、一時金選択比率など退職給付債務の算出の前提条件と実績との差異により数理計算上の差異が発生します。一方、年金資産では実際の運用収益が期待運用収益を上回ると数理計算上の利益（下回ると損失）が発生します。

また、退職給付債務は制度内容を変更すると増加または減少します。この制度変更に伴う退職給付債務の増加または減少を過去勤務費用と言います。なお、数理計算上の差異・過去勤務費用は「未認識項目」と呼ばれることがあります。これは、費用処理が一定期間繰り延べて処理することが認められ、この繰り延べられた部分は会計上、費用として“認識”されないためです。

【数理計算上の差異および過去勤務費用の発生要因】



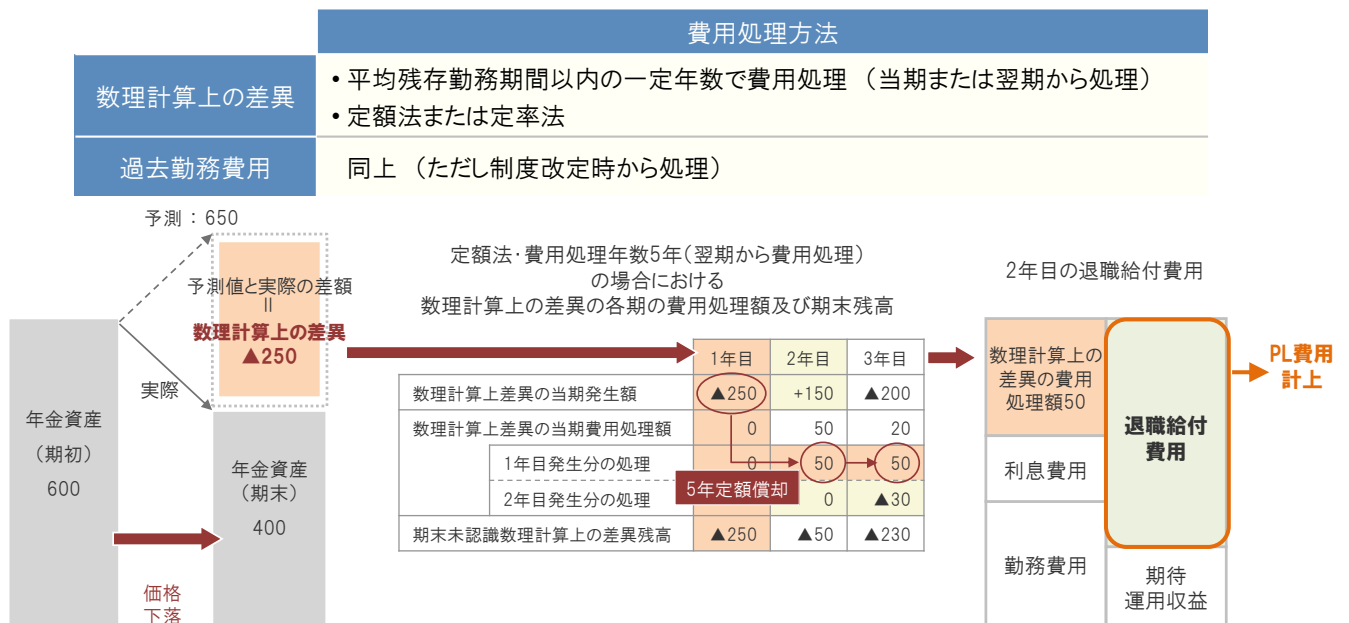
Q29. 数理計算上の差異や過去勤務費用（未認識項目）の費用処理方法について知りたい

<回答>

数理計算上の差異や過去勤務費用は「遅延認識」という方法で費用処理します。遅延認識とは、発生した未認識項目（過去勤務費用、数理計算上の差異）について、発生年度に全額を費用処理するのではなく、その後の一定期間にわたって費用処理することを言います。数理計算上の差異は、発生した期もしくはその翌年度から、過去勤務費用は発生した時点から、定額もしくは定率により処理します。なお、貸借対照表への表示は、単独決算の場合は費用処理と同じく遅延認識ですが、連結決算では即時認識となっています（Q30～31 ご参照）。

未認識項目の遅延認識が認められる理由としては、例えば数理計算上の差異は予測と実績の乖離だけでなく予測数値の修正も反映されるため各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付の状況を忠実に再現するとは言えないなどの考えが示されています。日本基準では、従業員の残存勤務期間中に損益が実現するものとみなして、当該期間以内の一定期間で規則的に費用として処理します。しかし、IFRS では、損益計算書への表示の時期や金額を決定するための適切な方法を見出すことが困難であるとして、数理計算上の差異（IFRS では再測定）の損益計算書への計上を認めていません（Q55 ご参照）。

【未認識項目の費用処理】



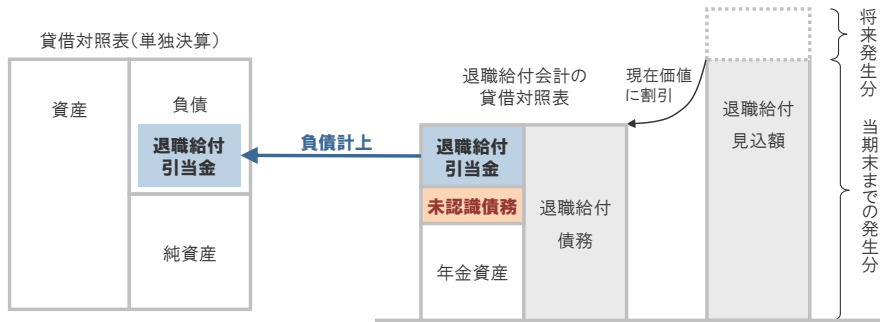
（注）1年目は損失の発生、2年目は利益の発生。利益の場合は費用から減額する。

Q30. 単独決算における負債・資産の計上方法について知りたい

<回答>

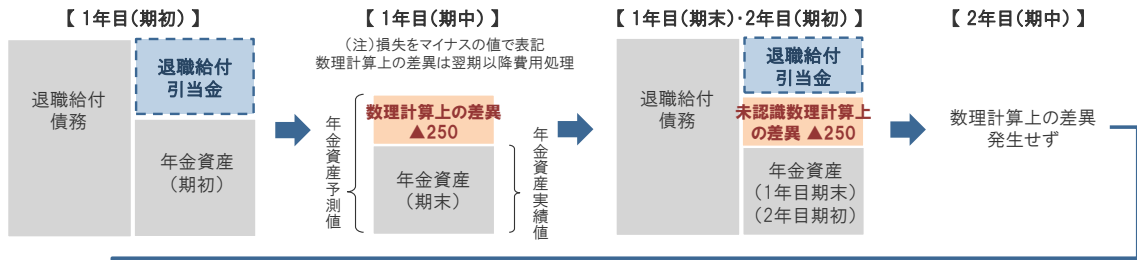
単独決算では、退職給付債務と年金資産の差額からさらに未認識項目を控除した「退職給付引当金」または「前払年金費用」を負債あるいは資産計上します。数理計算上の差異・過去勤務費用は、その後の一定期間で遅延認識し、費用処理が行われた部分について「退職給付引当金」または「前払年金費用」として貸借対照表に負債・資産計上するからです。このように単独決算では、遅延認識の費用処理同様、一定年数に亘って未認識項目を徐々に負債・資産に反映していきます。(貸借対照表での遅延認識)

【単独決算における負債計上 (イメージ)】



【単独決算における数理計算上の差異の遅延認識】

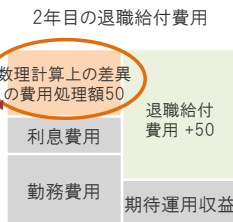
(注) 1年目に年金資産から発生する数理計算上の差異以外の未認識項目はないものとする



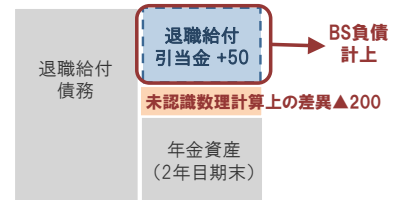
【2年目(期中) つづき】

数理計算上の差異の費用処理額及び期末残高 (定額法・費用処理年数:5年)

	1年目	2年目
数理計算上差異の当期発生額	▲250	0
数理計算上差異の当期費用処理額	0	50
1年目発生分の処理	0	50
2年目発生分の処理	-	0
期末未認識数理計算上の差異残高	▲250	▲200



【2年目(期末)】



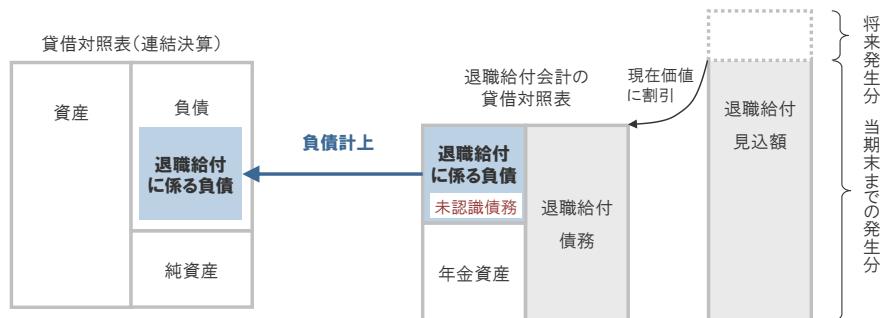
Q31. 連結決算における負債・資産の計上方法について知りたい

<回答>

連結決算では、期末の退職給付債務と年金資産の実際の差額を「退職給付に係る負債」または「退職給付に係る資産」として負債あるいは資産に計上します。単独決算のように一定年数に亘って徐々に負債・資産計上するのではなく、期末の実際の積立状態を「退職給付に係る負債」または「退職給付に係る資産」として負債・資産計上します。

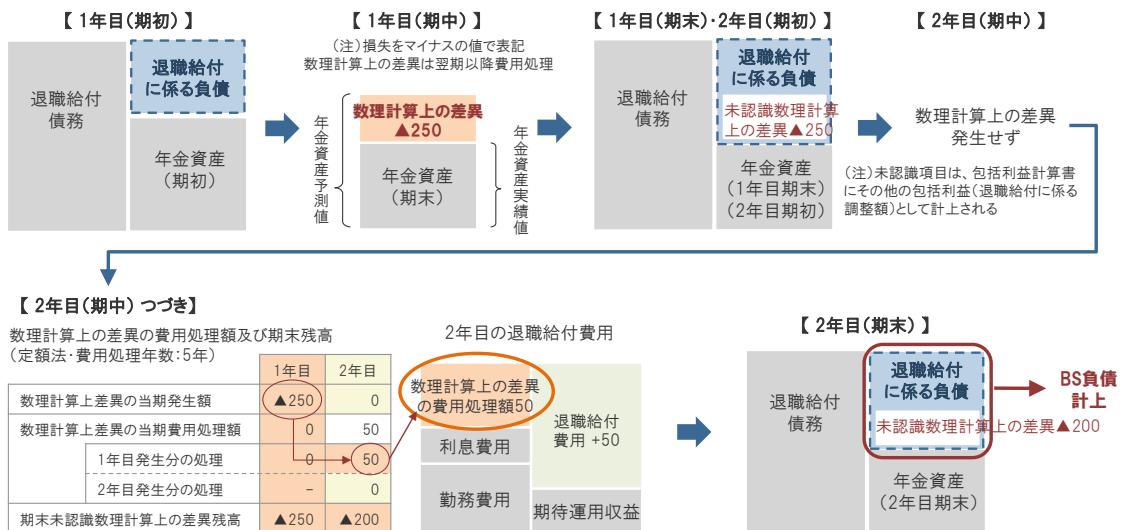
貸借対照表に期末時点の退職給付債務、年金資産の価額を反映するには、発生した数理計算上の差異等を損益として表示することが必要です。そのために連結決算では、包括利益計算書でその他の包括利益（退職給付に係る調整）を計上します。

【連結決算における負債計上（イメージ）】



【連結決算における数理計算上の差異の即時認識】

(注) 1年目に年金資産から発生する数理計算上の差異以外の未認識項目はないものとする



Q32. 単独決算と連結決算で会計処理が異なる理由について知りたい

<回答>

グローバル化が進む中で、会計基準の国際的な調和が求められています。特に、連結決算に関しては、投資情報としての位置付けが強く、国際的な基準と差異を縮小することに対して異論を唱える人はさほど多くありません。一方で、単独決算の取扱いに関しては熟慮すべきという意見が少なくありません。単独決算に関しては、配当可能利益（会社法）や課税所得（税法）の算出との関連が深いため、国際的な基準に統一することに関して慎重な姿勢であるべきと考える人が少なくないからです。

こうした状況を反映して、退職給付会計基準の改正議論においても単独決算での対応が議論されました。退職給付会計独自の問題として指摘されたのは、年金法制との関連です。例えば、会社分割に伴い年金制度を分割した場合、加入者（現役従業員）は分割された制度へ資産・負債を移転承継することができますが、受給者は元の会社（通常は親会社）に残ることになります。受給者部分が親会社に残ったまま未認識項目を処理した場合、自己資本の額に影響を与え、コベナント（融資などの契約における義務条項や制限条項、契約条項）への抵触や配当可能利益への影響などを懸念する声がありました。もちろん、こうした事例は限られたケースではありますが、上記のとおり会計基準全般に関しても単独決算での取扱いに慎重な意見もみられることから、結果的に即時認識が連結のみの取扱いになったと考えられます。

Q33. 確定拠出年金（DC）の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付に関する会計基準第31項で、「確定拠出年金については、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する」とあります。

当初の退職給付会計基準は、確定給付型の制度の会計処理を取り扱うものと位置づけられていましたが、2012年の改正時に上記の第31項が追加され、確定拠出年金が退職給付会計に包含されることとなりました。とはいえ、会計処理の方法が変わったわけではありません。上記の通り、会計処理方法が明示されたことに加え、確定拠出年金の要拠出額の開示が求められるようになったことが変更点です。

要拠出額は、会計期間中に支払うべき掛金という意味です。確定拠出年金の掛金は当月分について翌月に拠出されるため、会計期間末には未拠出分が残ります。第31項の「また」以下で示されているように、この未拠出額は費用として処理したうえで、貸借対照表に未払金として計上します。

Q34. リスク分担型企業年金の会計処理について知りたい

<回答>

リスク分担型企業年金の会計処理については、実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（2016年12月16日）」で定められています。

<会計上の分類>

規約で定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類するとされています。すなわち、退職給付会計基準第31項により、当該制度に対する要拠出額を費用として処理することになります。

<分類の再判定>

直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合は、分類の再判定を行うとされています。つまり、規約変更などで制度内容に重大な変更があった場合は、確定拠出制度として分類できるかの再判定を行うこととなります。なお、再判定で確定給付型制度と判定された場合の会計処理については現段階では示されていません。

<リスク分担型企業年金に移行する際の会計処理（詳細についてはQ41参照）>

確定給付型制度をリスク分担型企業年金に移行する場合、確定給付型制度の終了処理を行います。具体的には、①移行により減少する退職給付債務と年金資産の差額を損益として計上（移行する制度に特別掛金がある場合、特別掛金の総額を費用計上）、②終了に相当する未認識項目残高を費用計上する、という2つの処理です。

<情報開示>

制度概要、要拠出額、リスク対応掛金についての情報開示が求められます。具体的には、①（新制度に関する認知度が低いことを勘案して）制度概要を説明する、②要拠出額の開示（確定拠出年金がある場合、当該制度との合計額を表示）、③リスク対応掛金の残高及び残存処理年数の表示、です。

論点	結論の概要
会計上の分類	規約に定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、企業会計上DCとして取り扱う 予め定められた各期の掛金の額（特別掛金相当額を除く）を各期の費用とする
移行時の処理	（過去分を含めたDC移行時などと同様に）制度終了の会計処理を行う 特別掛金が存在する場合、特別掛金の総額を未払金に計上し、損益として処理する
開示	制度概要、要拠出額、リスク対応掛金の未拠出額・残存拠出年数を開示

Q35. キャッシュフロー計算書での表示について知りたい

<回答>

キャッシュフロー計算書（以下、CF計算書といいます）には、損益計算書に計上された退職給付費用と社外流出した現金、つまり「年金制度への掛金拠出額+退職一時金の支払い額」の差額が計上されます。

CF計算書は、期中の現金及び現金同等物（換金が容易で価格変動に僅少なりリスクしか負わない短期投資）の増減を示す計算書類です。企業活動を営業、投資、財務の3つの部門に分け、各々の活動での現金及び現金同等物の増減状況を示します。CF計算書の作成方法には、直接法と間接法という2つの作成方法がありますが、ほとんどの企業は作成が容易な間接法で作成しています。間接法では税引き前利益を基準に調整が必要な項目を加算あるいは減算して作成します。

例えば、減価償却費は費用として税引き前利益から控除されていますが、実際には同額の現金が企業から流出しているわけではありません。したがって、減価償却費は現金の増加要因として表示されます。同様に売掛金や買掛金の増減も現金の増減として反映されます。退職給付に関しても、税引き前利益から退職給付費用が控除されていますが、退職給付に関して企業が支出するのは企業年金の掛金であり、退職一時金の支払いです。要するに退職給付費用見合いの現金が企業に滞留する一方、掛金や退職金の支払いに見合った現金が流出するわけです。つまり、退職給付費用>掛金+退職一時金支払い額であれば企業にその分の現金が滞留し、逆であれば現金が流出するわけです。

連結決算実施企業では連結CF計算書のみを作成し、個別CF計算書は作成しません。個別CF計算書を作成するのは連結決算未実施企業に限られます。その個別CF計算書で現金の増減として表示される額は、前期末と当期末の退職給付引当金の増減額であり、これは、当期の退職給付費用増減額－（掛金拠出額+退職一時金支払い額）と一致します。

一方、連結CF計算書に表示される現金の増減は、退職給付に係る負債（又は資産）の前期末と当期末の増減とは異なります。退職給付に係る負債（又は資産）の増減には当期発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用が含まれているからです。当期発生した数理計算上の差異等のうち遅延認識で処理される部分については、損益計算書に表示される退職給付費用に含まれていません。したがって、税引き前利益を基準として調整する項目には含まれません。要するに連結CF計算書でも個別計算書と同様に退職給付費用と掛金及び退職一時金支払い額の差額が現金の増減として表示されることになります。

退職給付会計と年金財政

Q36. 退職給付債務と年金財政上の債務はどこが違うのか知りたい

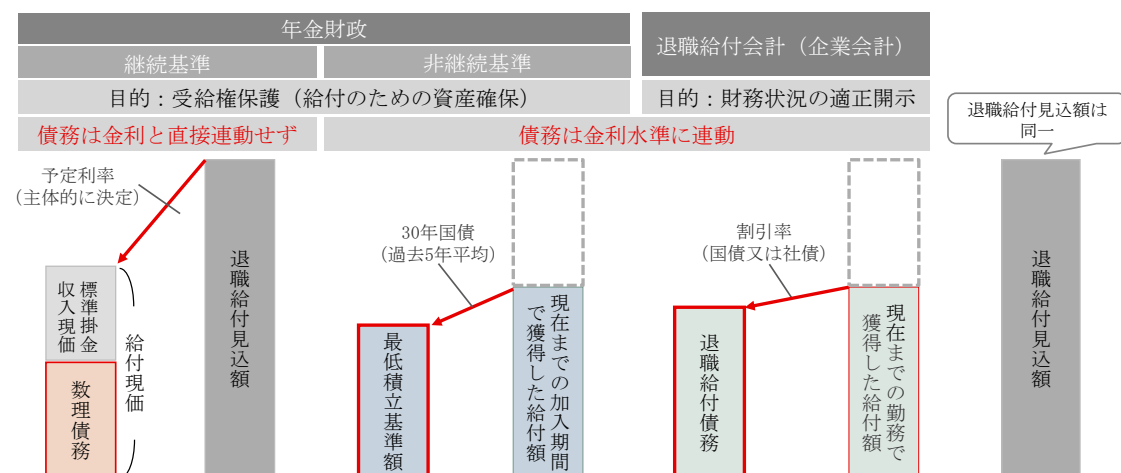
<回答>

年金財政は約束した給付を確実に行うため、積立状態が適正かどうかをモニタリングすることが目的です。受給権保護のためと言い替えることもできます。これに対し、企業会計は実態を外部の第三者に正確に開示することが目的です。給付のための資金の準備状況を確認するという点では、年金財政も企業会計も同じですが、何に対する積立状況を確認するかの視点が異なります。

年金財政の継続基準は、現在保有する資産及びこれから払い込まれる掛金が予定通り運用収益を確保できるという前提で積立状況を確認します。したがって、年金資産の期待運用収益率（予定利率）で割引いて給付現価を算出し、標準掛金収入現価を控除して数理債務を算定します。

同じ年金財政でも非継続基準は、現在制度を終了した場合に給付を賄うことができるかを判定するため、今後の運用収益率でなく、安全性の高い債券の利回り（30年国債の5年平均）で債務を算出します。同様に、企業会計も現在までの勤務で獲得した給付額に対する積立状況を把握するために、安全性の高い債券の利回りで債務を割り引きます。

結果的に、非継続基準の債務（最低積立基準額）及び企業会計上の債務（退職給付債務）は金利変動の影響を受けることになります。これに対し、数理債務は運用収益率の見込みを変えない限り変動しません。すなわち、金利変動による直接的な影響は受けません。



Q37. 予定利率と割引率の違いについて知りたい

<回答>

予定利率（継続基準の予定利率。以下、同じ）は、掛金を算出するための基礎率であり、年金資産の期待運用収益率として設定されます。同時に、年金財政において将来の給付見込額を現在価値に換算する利率でもあります。これに対し、割引率は企業会計において年金及び退職一時金など退職給付制度の給付見込額を現在価値に換算するための利率です。つまり、年金財政で使われる予定利率は、資産の期待運用収益率であると同時に債務の評価利率であるのに対し、割引率は債務を評価するためだけに使われる利率ということになります。

年金資産の期待運用収益率である予定利率は、各制度の積立金の運用収益の長期予測に基づいて合理的に設定され、通常、財政再計算時に見直します。一方、割引率は安全性の高い債券の期末の実勢利回りに基づいて設定され、会計期間毎に見直します。このように、予定利率は制度を実施する企業が主体的に設定することができ、設定する水準についても法令で定められた下限予定利率以上であって、合理性があれば特段の制約はありません。しかし、割引率は客観的に設定することが求められ、1年毎に見直す必要があります。

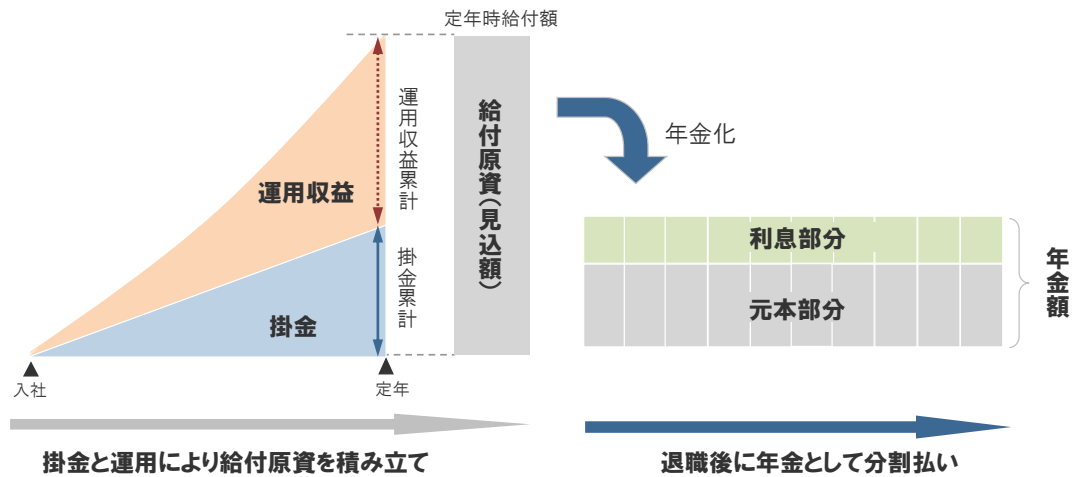
一般的には、予定利率>割引率になると考えられます。予定利率は期待運用収益率を基準に設定されるのに対し、割引率は安全性の高い債券の利回りを基準に設定されるからです。債務の大小関係は、評価利率の水準のみで決定されるわけではありませんが、評価利率の関係だけから言うと、企業会計上の債務は年金財政上の債務より大きくなる傾向にあると言えます。

Q38. 予定利率と長期期待運用収益率の関係について知りたい

<回答>

企業年金制度の基本的な仕組みは、勤務中（制度加入中）に制度に拠出する掛金と運用収益によって給付原資を積み立て、退職後は給付原資に利息を付与しながら分割して年金として支払うというものです（下図）。

【年金制度における積立と給付】



年金制度の掛金を設定する際には、年金資産からどの程度の運用収益が得られるかを予測（この収益率が予定利率）し、必要な掛金を計算します。掛金算出のための予定利率は、企業の年金資産の資産構成・運用方針から導き出される収益の期待値を勘案して決定します。

退職給付会計における長期期待運用収益率は、「年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する」とされています（適用指針第25項）。したがって、年金資産構成・運用方針等を考慮して合理的に推定されるものを基準に長期期待運用収益率は決定されることになります。

このように長期期待運用収益率と年金財政上の予定利率は「年金資産構成と運用方針」という同じ要素を勘案するため、通常は一致すると考えられます。ただ、実際には「予定利率>長期期待運用収益率」のケースも少なくありません。これは、退職給付信託の期待運用収益率を0%とするケースがあること、さらに会計上の長期期待運用収益率をやや低めに設定し、数理計算上の差異（損失）の発生を抑制することで、その後退職給付費用の変動を抑制したいという考えがあること、などが背景とされます。

制度終了・開示他

Q39. 制度終了時の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付制度の終了会計は、退職金規程の廃止や厚生年金基金の解散、確定拠出年金制度への過去分を含めた移行などの場合に行います。つまり、退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行または制度の改訂によって退職給付債務がその減少相当額の支払等を伴って減少する場合であり、その支払等には、①年金資産からの支給または分配、②事業主からの支払又は現金拠出額の確定、③確定拠出年金制度への資産の移換、などが該当します。なお、退職給付制度の終了には、退職給付制度の廃止などによる「全部終了」のみならず、退職給付制度間の移行または制度の改訂による「一部終了」（退職給付債務の一部に相当する額の支払等を伴って該当部分が減少すること）も含まれます。

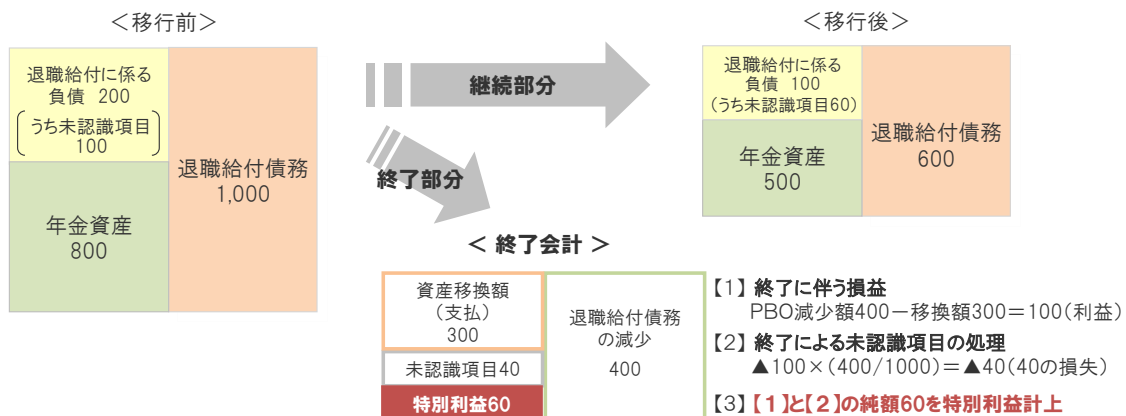
退職給付会計では、退職給付債務を基に費用を算出します。しかし、退職給付債務はその時点で支払う給付額を算出しているわけではないため、会計上費用として計上された額の累計と実際の支払額は一致しません。制度終了会計は、この両者の差額を制度終了時点で解消する会計処理です。つまり、終了により減少する退職給付債務と支払額の差額を一時損益として処理します。併せて未認識項目についても、制度終了により繰延べ処理をする理由がなくなるため、終了部分に対応する未認識項目を一時費用処理します。

【制度終了会計（一部終了）の例】

前提：確定給付企業年金の4割（過去分含む）を確定拠出年金へ移行

確定給付企業年金から確定拠出年金への資産移換額（支払）300

終了部分に対応する未認識項目は減少する退職給付債務の比率で算出



Q40. 確定拠出年金（DC）に移行する際の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付制度を確定拠出年金（以下、DC）へ移行する場合、移行対象にそれまでの勤務期間によって発生済みの受給権（以下、過去分）を含むか否かによって会計処理が異なります。過去分を含む DC 移行は、退職給付債務がその減少分相当額の支払（資産移換）を伴って減少するため、制度終了の会計処理を行います。一方、DC 移行対象に過去分を含まず、移行後に発生する受給権（以下、将来分）のみを移行する場合は、退職給付債務の減少分相当額の支払（資産移換）を伴わないため、一般的な制度改定と同様の会計処理を行います。ここでは、過去分 DC 移行を例に具体的な会計処理を例示します。将来分の移行の場合は、移行に伴う制度見直しによって既存制度に過去勤務費用が発生する場合があります、発生した場合は過去勤務費用を一定期間で費用処理することになります。

過去分 DC 移行では、終了時点（改訂規程の施行日）で以下の①および②を損益として一時認識します（原則として、特別損益に純額で表示）。

- ① 終了部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額
- ② 未認識項目（未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異）のうち、終了部分に対応する額*

(※) 終了時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定

つまり、①で終了により減少する退職給付債務と支払額の差額を一時損益として処理し、②で終了部分に対応する未認識項目を一時費用処理します。制度終了により、未認識項目を繰延べ処理する理由がなくなるためです。

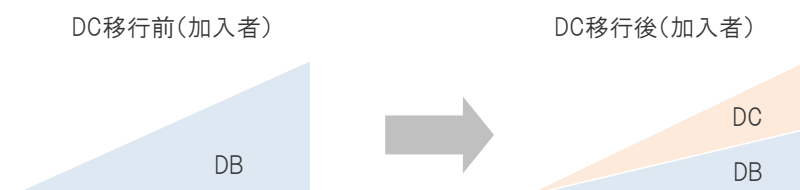
【制度終了会計（一部終了）の例】

(前提)

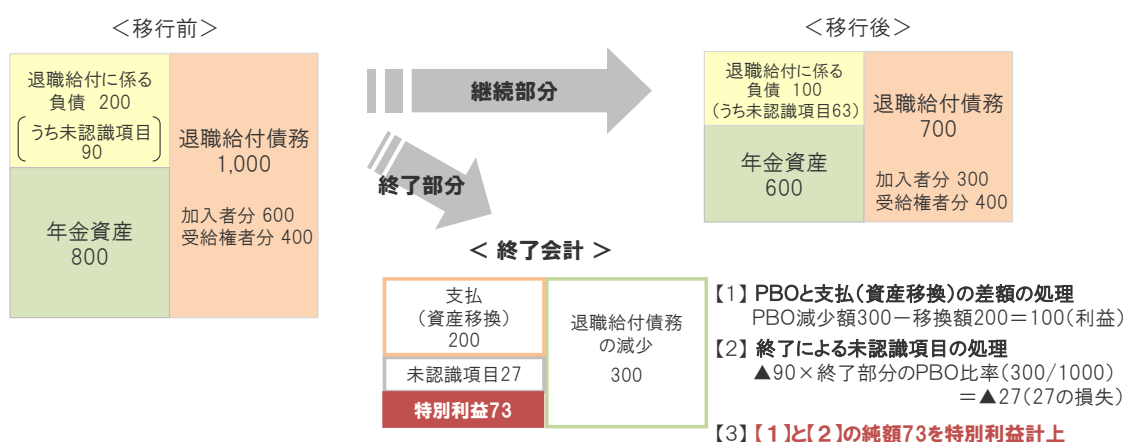
DB の加入者債務の 5 割（過去分含む）を DC へ移行

DB から DC への支払額（資産移換額）200、割引率 1.8%、長期期待運用収益率 3.0%

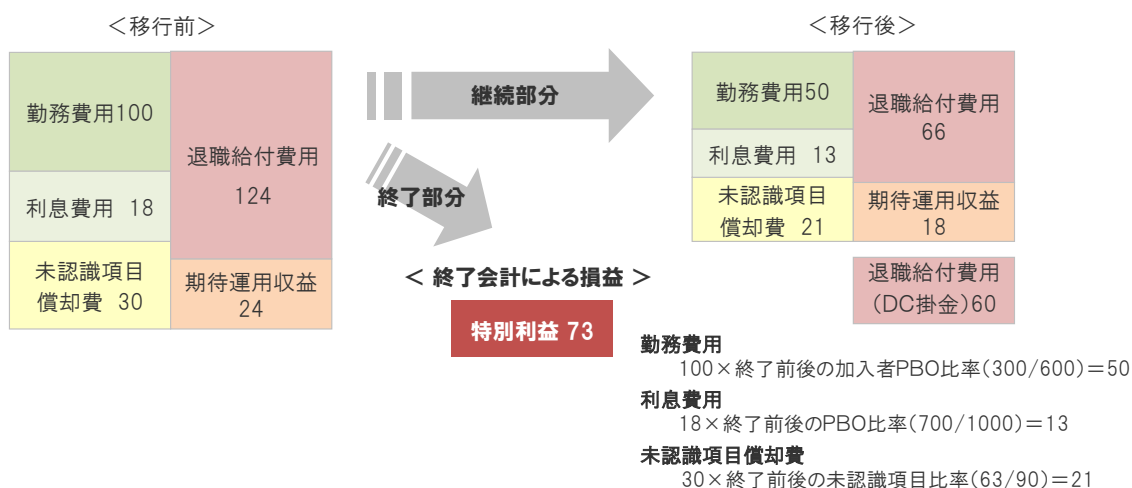
終了部分に対応する未認識項目は終了前後の退職給付債務の比率により算定、DC 掛金 60



〈退職給付会計における貸借対照表での会計処理〉



〈退職給付会計における損益計算書での会計処理〉



〈仕訳〉

- 【1】退職給付債務と支払(資産移換)の差額の処理
退職給付に係る負債 100 / 退職給付費用 100
- 【2】終了による未認識項目の処理
退職給付費用 27 / 退職給付に係る調整 27
- 特別利益を73計上
なお、【2】の処理は組替処理に伴うリサイクリング

なお、制度終了会計は原則として施行日に行いますが、施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該終了損失の額を当期に処理します。

Q41. リスク分担型企业年金に移行する場合の会計処理について知りたい

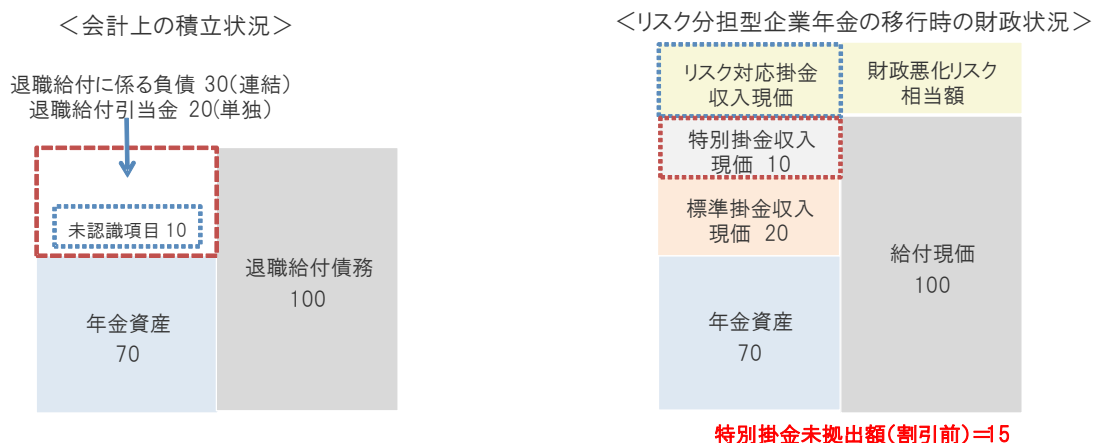
<回答>

既存の確定給付制度（リスク分担型でないDB制度、退職一時金制度）をリスク分担型企业年金に移行する場合、過去分を含む確定拠出年金（以下、DC）制度への移行の場合と同様に制度終了の会計処理を行います。具体的には、終了時点（改訂規程の施行日）で以下の①、②および③を損益として一時認識します（原則として特別損益に純額で表示）。

- ② 移行する部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係る資産との差額
- ② 未認識項目（未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異）のうち、終了部分に対応する額*
- (※) 終了時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定
- ③ 移行時点で年金財政上の特別掛金が含まれる場合、特別掛金相当額の総額を費用計上し、未払金に負債計上

過去分を含むDC移行との違いは上記③です。特別掛金は過去に発生した積立不足に対応するものであるため、制度の導入時（導入前）に特別掛金相当額の総額を費用計上（一時認識）し、未払金を計上します。一方、リスク対応掛金は、将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり、特別掛金とは性質が異なるため導入後に費用処理されます。

【特別掛金がある場合のリスク分担型企业年金移行時の会計処理】



- (ア) 特別掛金未拠出額(割引前)を損益認識
特別掛金未拠出額の損益認識⇒5(損失)・・・未払金を貸借対照表に計上
 - (イ) 移行に伴い減少する退職給付債務:年金資産の差額を損益として計上
減少する退職給付債務(100)－移行する年金資産(70)=30(利益)
 - (ウ) 移行部分に係る未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理=10(損失)
- 特別損益
(ア)+(イ)+(ウ)=5(利益)

Q42. 簡便法を原則法に変更した場合の取扱いについて知りたい

<回答>

簡便法を原則法に変更すると、退職給付債務の額が変化します。この変動額については当期の損益として計上すると考えられます。

計算方法の変更による債務の増減は、いわゆる数理計算上の差異ではありません。数理計算上の差異は、見積り数値と実績との差及び見積り数値の変更等により発生した額と定義（会計基準第 11 項）されており、この定義には合致しないからです。

なお、簡便法を原則法に変更する理由として、従業員数が常時 300 人を超えることになる場合とそうでない場合があります。前者の場合は見積方法の変更であり、上記の処理が妥当と考えられますが、後者の場合は会計方針の変更とみなされる可能性があります。

会計方針を変更する場合、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従うことになります。同基準では、変更による影響について遡及適用するものとされています。具体的には表示期間（財務諸表に当期と前期が表示されている場合は前期）より前の累積的影響については、表示期間の最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映し、表示する過去の各期間には当該各期間の影響額を反映するとしています。ただ、過去の累積的影響額は算定可能であっても、表示期間のいずれかにおいて影響額を算定することが実務上不可能な場合は、遡及適用が実行可能な最も古い期間（当期とする場合もあり）で算定するとしています。

簡便法から原則法へ変更する場合、過去期間で発生した数理計算上の差異の累積的影響を変更時点で把握することが可能です。しかし、過去に遡って各期間で発生した額を把握することは極めて困難です。なぜなら、まず、過去に遡って各年度の基礎率をどのように設定したかを推測することが困難だからです。さらに、その基礎率と実績との差を把握し基礎率の見直しの影響を測定するには煩雑な作業が伴う半面、それによって得られる効果は限定的です。したがって、会計処理方法の変更であったとしても、変更時点で一時費用処理することが常識的と考えられます。

Q43. 未認識項目の費用処理年数は変更できるか知りたい

<回答>

未認識項目の費用処理については、各年度の発生額について、発生年度または翌期から平均残存勤務期間内の一定期間（一時処理を含む）で定期的に費用処理する方法が認められています。この方法には、平均残存勤務期間で処理する方法、あるいは発生した期（あるいは翌期）に全額処理する方法が含まれます。ただし、過去勤務費用は発生時から処理することになっています。

こうした未認識項目の費用処理年数については、原則として、一度採用した年数を継続して適用しなければならないとされています。なぜなら、未認識項目の処理年数の変更は、会計方針の変更に該当するためです。会計方針の変更は、変更することに合理的な理由がある場合に限られます。

なお、平均残存勤務期間で処理する方法または平均残存勤務期間以内の一定期間で処理する方法を選択すると平均残存勤務期間が短くなる場合があります。この場合の処理年数の変更は見積りの変更となります。例えば、平均残存勤務期間が16年の企業が処理年数15年を選択していた場合に、平均残存勤務期間が14年になると処理年数15年は選択できなくなり、14年以下に変更することになります。

今後は定年延長などで平均残存勤務期間が長くなることも想定されます。「退職給付に関する会計基準の適用指針」の第40項では、「平均残存期間が短縮または延長されたことにより、再検討後の年数が従来 of 費用処理年数を下回るまたは上回るようになったときは、費用処理年数を短縮または延長する」とあり、処理年数は短縮も延長も同列に取り扱われています。定年延長は人事制度に関する大きな変更でもありますし、定年延長による処理年数の延長は合理的な理由になりうるものと言えそうです（定年延長をすると、費用処理年数の延長が自動的に認められるわけではないという点にはご注意ください）。

Q44. 未認識項目の費用処理方法は連結会社間で統一すべきか知りたい

<回答>

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理するのではなく、定額法または定率法によって平均残存勤務期間以内の一定年数にわたって分割して費用処理します（Q29ご参照）。

定額法または定率法の選択は会計方針の選択適用にあたるため、本来は連結会社間で統一すべきです。ただ、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮して、統一しないことも認められると考えられます。

費用処理年数については、連結会社間において制度に加入している従業員の平均残存勤務期間が異なることが想定されるため、連結会社間で統一する必要はないものと考えられます。

Q45. 早期割増退職金の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付会計基準は、退職給付について、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する対価としています。一時的に支払われる早期割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生したというより、将来の勤務を放棄する代償、失業期間中の補償等として捉えることが妥当であり、「臨時に支給される退職給付であってあらかじめ予測できないもの及び退職給付債務の計算にあたって考慮されていたもの以外の退職給付」に該当すると考えられます。そのため、「退職給付見込額の見積もりには含めず従業員が早期割増退職金制度に応募し、金額が合理的に見積もられる時点で費用処理する」とされています（適用指針第10項）。

ただし、早期割増退職金制度であっても、①労働の対価としての性格を持つこと、②債務の測定が合理的に行えるものである場合については、退職給付債務計算を実施することもあります。もっとも、早期割増退職金制度は適用対象者に、年齢、勤続期間、その他（同業他社への再就職の場合は適用しないなど）の条件が付されることがあり、その場合は債務の測定が合理的に行えないことがあります。

また、早期割増退職金の費用処理は、大量退職に伴うものか否かにかかわらず、大量退職とは別に会計処理を行います。

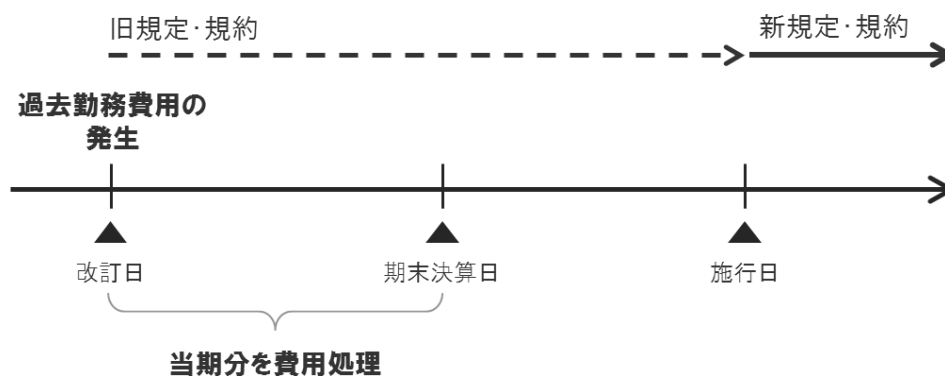
Q46. 退職給付制度改訂の施行日が翌期である場合の取扱いについて知りたい

<回答>

制度改訂によって発生した過去勤務費用は、従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに、将来の収益に対応するものとして平均残存勤務期間以内の一定年数で費用処理することが認められています。よって、改訂が当期に行われ、その施行が翌期である場合でも、過去勤務費用は改訂日時点から認識・費用処理することになります。改訂日が事業年度の途中である場合は、改訂日から期末までの月数に応じた額を当期に費用処理することが合理的な方法と言えます。

例えば、過去勤務費用の処理期間を10年（120ヶ月）としている3月決算企業が10月に制度改訂を行ったとします。改訂した期は6ヶ月分の過去勤務費用を費用処理します。当期終了時点で過去勤務費用の残存償却期間は9年6ヶ月（114ヶ月）となります。

なお、ここでいう改訂日とは、労使の合意の結果、退職金規定や年金規約の変更が決定され周知された日を指します。一方、施行日は、改訂された規定や規約の適用が開始される日を指します。



Q47. 積立型、非積立型とは何か知りたい

<回答>

退職給付制度には、確定給付企業年金制度などのように年金資産の積立が義務付けられている積立型の制度と、退職一時金制度のように積立が義務付けられていない非積立型の制度があります。なお、退職金の支払いに充てるために、信託契約を設定して退職給付信託として社外に資産を積み立てる場合があります。退職一時金制度を受益者として退職給付信託を設定した場合、当該制度は積立型となります（退職給付信託は積立型制度である企業年金を受益者として設定することも可能です）。

積立型の制度では、年金資産の長期期待運用収益と実際の収益の差によって数理計算上の差異が発生します。一方、資産を持たない非積立型の制度ではそうした原因による数理計算上の差異は発生しません。

一方、キャッシュフローの面では、積立型の制度は企業から掛金を拠出し、給付は年金資産から支払うのに対し、非積立型の制度では事業主が直接給付金を支払うという違いがあります。積立型の制度では予め定めた掛金の拠出計画に基づいて平準的に拠出しますが、非積立型の制度（特に日本の退職金制度のように退職時に多額の一時金を支払う制度）では、退職者の状況によって毎年の支払額が変動します。

このように、積立型の制度と非積立型の制度とでは企業に及ぼす影響は異なります。2012年の改正後の退職給付会計基準では、積立型と非積立型の制度毎に退職給付債務が開示されることになりました。積立型制度と非積立型制度の内訳を把握することができるようになり、それぞれの制度の特徴を踏まえた分析を行うことによって、各退職給付制度が企業に及ぼす影響を個別に把握することが可能となります。例えば、退職給付債務に対する年金資産の積立状況が低い場合、それが年金制度でカバーされている部分が少ないためか、あるいは年金制度の積立比率自体が低いためかなどが外部から分かるようになります。改正後基準では、制度の運営実態が明示され、開示の透明性が増すといえます。

Q48. 数理計算上の差異および過去勤務費用に関して、2種類の開示が求められている理由を知りたい

<回答>

退職給付制度の開示の設例では、数理計算上の差異および過去勤務費用に関して、①「その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用項目の内訳」と②「貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳」の2種類の開示が求められています。前者はフロー、後者はストックに関する開示と言えます。また、数値には、いわゆる“組替調整（リサイクリング）”も影響してきます。

日本基準では、数理計算上の差異等をいったん「その他の包括利益」に計上し、その後損益計算書に振り替えて計上する、“組替調整（リサイクリング）”を行います（Q71ご参照）。具体的には、まず当期発生した数理計算上の差異等の全額を「その他の包括利益（退職給付に係る調整額）」に計上します。その後、翌期以降の損益計算書に数理計算上の差異等の費用処理額を計上すると同時に、包括利益計算書に損益計算書に計上したと同額の「その他の包括利益（退職給付に係る調整額）」（ただし、損益計算書とは損益が逆）を計上します。この結果、その他の包括利益に計上した損益のうち、費用処理された額が利益剰余金に振り替えられることになります。

数理計算上の差異および過去勤務費用に関する2種類の開示では、包括利益計算書に計上されたフローの額（＝①、退職給付に係る調整額）と貸借対照表に計上されたストックの額（＝②、退職給付に係る調整累計額）を開示します。なお、フローの金額はリサイクリングで処理された金額と当期新たに発生した額の合計になります。

また、開示では①、②ともに税効果考慮前の数値を示すことになっています。一方、包括利益計算書及び貸借対照表へは税効果考慮後の数値が示されるため、注記として開示される金額と包括利益計算書及び貸借対照表へ計上される額は一致しません。

Q49. コーポレートガバナンス・コード「原則 2-6」への対応方法について知りたい

<回答>

2018年に改正されたコーポレートガバナンス・コード（以下、CGコードといいます）では、原則 2-6 として「アセットオーナーとしての機能発揮」が追加されました。

【CGコード原則 2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」】

<原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである

また、2021年6月改訂後の投資家と企業の対話ガイドラインには、「自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないか。」の基準が追加されています。

企業や基金は、企業年金制度に関して法令等（確定給付企業年金法等）に則って適切な制度運営を行っています。原則 2-6 はそうした適切な制度運営を行っている実態を開示することを求めています。原則 2-6 に対して特別な対応が必要というわけではありませんが、第三者から評価される可能性を念頭に対処状況を丁寧に説明する必要があります。また、CGコードで採り上げられたということは、企業年金の運営は経営課題として捉えるべき内容であり、経営者が積極的に関与すべき問題であるということも示していると言えます。

Q50. 退職給付信託はコーポレートガバナンス・コードでどのように取扱われるかについて知りたい

<回答>

金融庁の「投資家と企業の対話ガイドライン」によると、政策保有株式には、企業が直接保有していないが、企業が実質的に保有している株式を含むとあります。これは退職給付信託で保有する株式を意図していることは明らかであり、政策保有株式を拠出した退職給付信託は“企業が実質的に保有している政策保有株式”であると言えます。

したがって、コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコードといいます）への対応としては、いわゆる株式版退職給付信託は政策保有株式として原則1-4に則り、その保有方針等を説明すべきと言えます。2021年6月改訂後のガイドラインでは、従前からの保有目的の適切性や経済合理性に加えて、株主共同の利益の視点による検証の例示（独立社外取締役の実効的な関与等）が追加されました。これに対して、通常の年金資産と同じ様に運用を行っている退職給付信託（運用版退職給付信託）に関しては、CGコードの趣旨からして、原則2-6に準拠した対応をすべきと考えられます。

もともと、政策保有株式として取り扱われる株式版退職給付信託は、退職金や年金の給付原資とするために設定されたものであり、退職一時金の支払いや企業年金への掛金拠出以外には利用できない資産です。同じ性格を持つ企業年金資産や運用版退職給付信託が原則2-6の対象であるのに対し、株式版退職給付信託が対象とならないのは不自然です。株式版退職給付信託では、原則1-4に加えて原則2-6で求められる事項でも適切な説明責任を果たすことが求められる可能性があります。

多くの株式版退職給付信託は退職給付会計導入時に財務状況が急激に悪化するのを回避するための効果的な手段として実施されたという経緯があります。その後、企業経営には透明性の確保が求められ、その実現のため、CGコードが導入されました。このような背景もあり、最近では、株式版退職給付信託から運用版退職給付信託へ切り替えるケースも増えているようです。

Q51. 定年延長を実施した場合の会計上の影響について知りたい

<回答>

退職給付制度を見直す場合の会計上の影響は、制度改正の内容によって異なります。定年延長に伴う制度改正は、60歳以降の加入期間を給付に反映するか否か等、大きく4つのパターンに分けられますが、会計上の影響は給付減額の判定と凡そ一致すると言えます。なぜなら、年金財政の掛金と会計上の費用はいずれもキャッシュフローの期間配分結果であり、総額では一致します。その掛金は掛金収入現価と給付現価が一致するように設定するため、制度改正の結果、給付現価が減少すれば掛金及び会計上の費用も減少、給付増額であればコストアップとなります。

- ・パターン①：現行定年以降の期間を退職給付額の算定に反映させる方法。現行定年以降の給付の伸びが予定利率による利息分以上であれば、給付減額には該当せず、コストは増加します。
- ・パターン②：新定年時に現行の一時金水準に到達するよう制度改正を行う方法。定年時に受け取る給付額は変わりませんが、給付を受け取るまでの期間（割引期間）が長くなるため給付現価が減少（給付減額に該当）するため、コストは減少します。
- ・パターン③：加入期間は新定年まで延長するものの、現行定年以降の期間を退職給付額の算定に反映させない方法。現行定年以降の付利率が予定利率未満だと給付減額に該当し、コストは減少します。
- ・パターン④：制度を変更せず、給付の繰下げ規定を設ける方法。繰下げ期間中の付利率が予定利率と同じであれば、コストには影響しません。

なお、コストへの影響は一定の条件下における変動を示しており、実際には異なる場合があります。

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
イメージ図				
新定年の給付水準	新定年時では増える (現行定年時では同じ)	新定年時では同じ (現行定年時では減額)	現行定年時と同じ	現行定年時と同じ
制度加入期間	新定年まで	新定年まで	新定年まで	現行定年まで
給付額算定期間	新定年まで	新定年まで	現行定年まで	現行定年まで
退職給付にかかるコスト	増加	減少	減少	変化なし
DB給付減額	該当しない (旧定年以降の給付の伸びが予定利率による増加を上回る場合)	該当	該当 (旧定年以降の期間の給付の伸びが予定利率による伸びを下回る場合)	該当しない

Q52. 総合型基金に加入している事業所の退職給付会計の取扱いについて知りたい

<回答>

年金制度には単独の事業主で実施する制度と複数の事業主で実施する制度があります。退職給付会計は、退職給付債務と年金資産とで費用あるいは引当金等を算出するため、複数の事業主制度に加入している会社が退職給付会計に基づく会計処理を行うには、自社の退職給付債務と年金資産を特定する必要があります。複数事業主制度でも、会社毎の債務は算出可能であるため、実質的には自社の年金資産が特定できるかが問題となります。

このため、退職給付会計基準では、複数の事業主で設立される制度については、基本的には合理的な基準によって自社の負担に属する年金資産等の計算をし、会計処理を行うこととしたうえで、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合は、確定拠出制度に準じた処理を行う、こととしています。後者の処理を「例外処理」といいます。

例えば、ほとんどの総合型基金では掛金が一律に定められ、個別事業所毎に過去勤務債務の掛金率が定められていません。こうしたケースでは、年金資産を合理的には算出することができません。総合型基金の加入事業所は、加入している総合型基金で自社の拠出に対応する年金資産が合理的に算出できないと判断した場合には、要拠出額を費用とし、負債を貸借対照表に計上しない取扱いとすることになります。

なお、この処理を行う場合、当該年金制度全体の直近の積立状態を開示することが求められます。具体的には、年金制度全体の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及び差引額）及び当該制度における加入事業所のシェアに関する情報（制度全体の掛金に占める自社の比率、制度の加入人数又は制度の給与総額に対する自社の割合など）です。ちなみに、年金財政計算上の給付債務とは“数理債務”を意味しています。

【確定拠出制度に準じた処理を行う場合の開示】

- 年金制度全体の積立状況
 - (1) 年金資産の額
 - (2) 年金財政上の給付債務の額（数理債務）
 - (3) 差引額（＝（1）－（2））
- 制度全体に占める自社の掛金拠出割合（または加入人数割合あるいは給与総額割合）
（注）貸借対照表日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などを用いることができる
- 上記の補足として、年金財政の状況等を説明

海外会計基準

Q53. IFRS について知りたい

<回答>

IFRS とは国際財務報告基準（**I**nternational **F**inancial **R**eporting **S**tandards：頭文字をとって IFRS）のことで、国際会計基準審議会（**I**nternational **A**ccounting **S**tandards **B**oard：IASB）が作成する会計基準です。IFRS は国際会計基準と呼ばれていますが、日本語に直訳すると国際財務報告基準ということになります。会計基準を含めた投資家への開示情報全般にわたる取り扱いを定めるものといえます。

IASB は 2001 年に設立された国際財務報告基準財団（International Financial Reporting Standards Foundation：IFRSF）の一部門です。現在、IFRS は世界 150 以上の国や区域で用いられており、日本では 2009 年度（2010 年 3 月期）から任意適用が認められています。また、アメリカでも米国籍以外の企業が IFRS を任意適用することが認められています。

なお、2001 年に国際財務報告基準財団が設立される以前は、1973 年に設立された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee）が国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）を作成していました。国際会計基準委員会の時代に作成された基準は IAS○号、国際財務報告基準財団となってから作成された基準は IFRS○号と表示されます。ちなみに、日本の退職給付会計基準に相当する「従業員給付」は IAS19 号であり、国際会計基準委員会の時代に作成されたことが判ります。

Q54. IFRS の退職給付会計（IAS19 号）について知りたい

<回答>

日本の退職給付会計基準に相当する、IFRS の退職給付会計は「IAS19 Employee Benefits (IAS19 号：従業員給付)」です。基準のタイトルから分かる通り、IAS19 号は日本の退職給付会計基準とは異なり、従業員が勤務の対価として受給権を獲得する全ての給付、および、従業員の雇用期間の終了の対価として事業主が支払う給付（雇用終了給付）を対象としています。

具体的には以下のとおりです。

- ① 短期従業員給付（Short-term employee benefits）
雇用終了給付以外の給付で勤務提供後 12 ヶ月以内に清算される給付
（給与・ボーナス・有給休暇など）
- ② 退職後給付（Post-employment benefits）
雇用終了給付・短期従業員給付以外の給付で勤務の完了後に支払われる給付
（退職給付・退職後医療給付など）
- ③ その他の長期従業員給付（Other long-term employee benefits）
短期従業員給付・退職後給付・雇用終了給付以外の給付
（一定の勤務を条件に支給される長期休暇など）
- ④ 雇用終了給付（Termination benefits）
次のいずれかの事情に該当し、従業員が雇用終了と引き換えに受ける給付
ア) 通常の退職年齢（時期）到達前に企業的意思により雇用を終了する場合
イ) 雇用終了と引き換えに従業員が給付金の支払を承諾する場合

なお、日本の退職給付会計基準は、上記のうちの「②退職後給付」に相当します。

Q55. 日本基準と IAS19 号の違いについて知りたい

<回答>

日本の退職給付会計に相当する IFRS の基準は「IAS19 Employee Benefits (IAS19 号 従業員給付)」です。

IAS19 号ではその名前のとおり、従業員に関する給付全般を取り扱っており、退職給付以外にも「Short-term employee benefits (短期従業員給付)」、「Other long-term employee benefits (その他の長期従業員給付)」、「Termination benefits (雇用終了時給付)」があり、例えば「1年を超えて繰り越される有給休暇」や「長期勤続を前提に与えられる長期勤続一時金・長期勤続休暇」なども対象となっています。

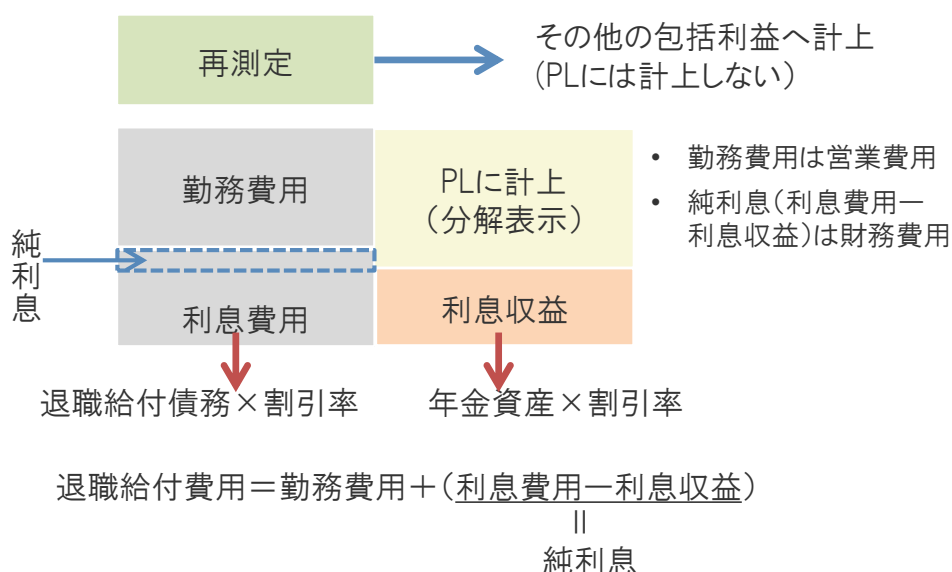
また、「Post-employment benefits (退職後従業員給付)」では、退職後に支給される医療給付も対象であり、日本の退職給付会計基準よりも広い範囲をカバーしています。退職金制度・企業年金制度の部分に限定しても、以下の通りの相違点が存在します。

項目	日本基準	IAS19号	
退職給付費用の処理	退職給付費用は「勤務費用+利息費用-期待運用収益±未認識項目の処理費用」とし、純利益に反映 数理上差異はその他の包括利益で即時認識後、当期利益で遅延認識(リサイクルを行う)	退職給付に関する費用は、勤務費用を営業費用、純利息費用を財務費用として純利益に反映 再測定(数理上差異に相当)はその他の包括利益で即時認識(リサイクルは行わない)	
過去勤務費用の計上方法	遅延認識	即時認識(勤務費用に計上)	
割引率に関する重要性基準	あり	なし	
退職給付の期間帰属方法	期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択	給付算定式に応じて期間帰属させる	
開示	改正前IAS19号と同等の水準	退職給付制度運営上のリスクに関する記述を充実	
アセットシーリング	なし	年金資産の計上に上限あり	
その他	制度の縮小と廃止	縮小の概念なし	縮小と廃止を区別して処理
	従業員掛金の処理	期中拠出額を費用処理	掛金が給与に対する一定率で決定される場合は期間拠出額により費用処理。勤務年数に応じて決まる場合は給付算定式等により期間帰属計算を行う
	予定死亡率の見込み	死亡率の改善は織り込まない	将来の死亡率の改善を織り込む
	複数事業主の開示	制度全体の数値等を開示	制度加入に起因するリスク等も開示
	小規模企業における簡便法	特別な処理あり	特別な定めなし(原則通りに処理)

① 退職給付費用の処理方法

IFRS における退職給付費用の費用要素は、勤務費用、純利息及び再測定です。純利息は利息費用(退職給付債務×割引率)から利息収益(年金資産×割引率)を差し引いた額です。IFRS は日本基準と違い期待運用収益を算出せず、代わりに利息収益を利息費用から差し引きます。また、勤務費用と純利息は当期利益に反映され、再測定はその他の包括利益

として計上されます。再測定は日本における数理計算上の差異と同じく実績と見込みとの差額等ですが、期待運用収益を設定しないため、年金資産から発生する再測定は利息収益と実際のパフォーマンスとの差になります（日本基準は期待運用収益と実際のパフォーマンスとの差になります）。さらに、いったんその他の包括利益に計上された再測定は、その後、損益計算書には計上しません（日本基準のように組替処理＝リサイクリングを行いません）



② 過去勤務費用の計上方法

過去勤務費用は、当期に発生した額を全額勤務費用に含めて計上します。つまり、IFRSでは制度変更時の退職給付債務の増減は当期に一括費用として処理することになります。

③ 割引率に関する重要性基準

IFRSには割引率に関する重要性基準は存在しません（一般的な会計原則としての重要性基準はIFRSにおいても適用できると考えられるため、割引率が小幅な変動にとどまった場合に、割引率の変更を必要としないことは想定できます）

④ 退職給付債務の期間帰属計算

IFRSでは給付算定式基準ですが、日本では給付算定式基準に加え、期間定額基準を選択することができます。

⑤ 開示 (Q57、59 参照)

⑥ アセットシーリング (Q56 参照)

Q56. IAS19号におけるアセットシーリングについて知りたい

<回答>

日本基準では退職給付債務<年金資産の場合、積立超過額を退職給付に関する資産として貸借対照表に資産として計上します。

IAS19号では貸借対照表に計上できる資産には上限があり、これをアセットシーリングといいます。これは、会計上積立超過であったとしても、超過額を企業が経済的便益(economic benefit)として享受可能(available)でなければ貸借対照表に資産として計上するのは不相当である、という考え方に基づくものです。

経済的便益は「年金資産の返還による経済的便益(the economic benefit available as refund)」と「将来の掛金減額に伴う経済的便益(the economic benefit available as a contribution reduction)」の2つで判断されます。

年金資産の返還による経済的便益
(the economic benefit available as refund)

次の(a)~(c)のいずれかの時点で年金資産が返還される場合 ⇒ 年金資産の全額
(a)退職給付制度の継続中のいずれかの時点
(b)年金制度を閉鎖した後に加入者・受給者等が全員なくなった時点
(c)年金制度の清算時点
(注)年金資産が企業に無条件に返還されることが前提

将来の掛金減額に伴う経済的便益
(the economic benefit available as contribution reduction)

1. 最低積立要件が存在しない場合⇒(a)または(b)のいずれか少ない額
(a)積立超過額
(b)将来の勤務費用を割り引いた額
2. 法的な最低積立要件が存在する場合
(勤務費用－※標準掛金)を割り引いた額
※貸借対照表日以降の勤務期間に応じて発生する給付を賄うために拠出すべき額

年金資産の返還による経済的便益は、年金制度継続中のいずれかの時点もしくは年金制度の終了時など「いずれかの時点で無条件に年金資産が返還される」のであれば、年金資産の額を上限に積立超過額を貸借対照表に資産として計上できます(年金資産額>積立超過額のはずですから、年金資産の返還が可能であれば積立超過額がそのまま貸借対照表に資産として計上されます)。一方、掛金の減額に伴う経済的便益は、年金財政上の最低積立要件が存在しない場合は「将来の勤務費用を割り引いた現価」、最低積立要件が存在する場合には「(勤務費用－標準掛金)を割り引いた現価」と積立超過額とを比較していずれか小さい額を貸借対照表に資産として計上します。なお、日本の制度の最低積立要件の有無については、現状では明確な判断は下されていません。

アセットシーリングを年金資産が超過した場合、超過部分は貸借対照表に資産計上されません。また、資産計上できない部分に対応する利息収益については、退職給付費用から控除することはできず、退職給付費用を引き下げる要因とはなりません。さらに、アセットシーリングの超過額の増減については、包括利益計算書にその他の包括利益（再測定）として計上されます。この場合、アセットシーリングの超過額の増加は損失、減少は利益となります（☞次頁の設例参照）。

アセットシーリングの超過額の増減が損益（ただし、その他の包括利益＝OCI）となるのは以下のような理由です。アセットシーリングの超過額の増加は、①運用収益で年金資産が増加、あるいは割引率の上昇等で退職給付債務が減少した場合、②掛金拠出で資産が増加した場合、が考えられます。前者は、資産増加分だけ再測定の利益（OCI）が発生しますが、見合いのOCI(損失)を計上することで超過資産の計上が相殺されます。後者は、掛金として流出した資金の見合いに資産が計上されないため、損失（OCI）が計上されるわけです。

運用収益が好調で超過となった場合は、想定以上に獲得した利益が顕在化しないだけと考えると容認できます。しかし、掛金拠出（例えば、リスク対応掛金）によって積立超過となった場合には、その他の包括利益であるとはいえ損失が計上され、利息収益も計上されないのは得策とは言えません。したがって、特にIFRSを任意適用する企業は、アセットシーリングの仕組みを理解しておくことが望まれます。

なお、日本基準では超過部分すべてが資産計上され、超過部分の期待運用収益は退職給付費用の削減に寄与します。本来であれば、掛金拠出は資金の流出であり、企業にとってコストであるはずですが、日本基準ではコストにならないどころか、逆に期待運用収益の増加を通じてコストを削減する要素として働くこととなります。

IFRSと日本基準とでは一見、真逆の取扱いのように思えますが、積立状態が解消されるケース、つまり、①年金資産の下落などリスクが顕在化した場合、②制度が終了し、資産が事業主に返還されず、受給権者に分配される場合、の2つを考えると疑問は解消できます。前者の場合、日本基準では数理計算上の差異（損失）が発生し、資産の減少に見合う費用を計上します。後者の場合、超過資産は受給権者に分配され、事業主には返還されないため資産計上額と同額の損失が発生します。つまり、日本基準では積立超過が解消されるまで費用処理が留保される状態になっていると言えます。ただし、後者については、積立超過という健全な財政状態で損失が発生することを知らずに制度を終了させるわけであり、特に資産超過が多額のケースでは、現実には起こりにくいと考えられます。仮に制度を終了させるとすれば、閉鎖型制度へ移行し、受給権者がなくなった時点で事業主

に資産を返還できるよう規約変更を行えば損失計上は回避できます。この場合、受給権者がいなくなった時点で貸借対照表に資産計上された年金資産は事業主の資産に振り替わり、未認識数理計算上の差異の処理を除けば損益は発生しません。

ちなみに、IFRSでは、超過部分が資産計上されていないため、分配を行って制度終了しても損失は計上されません。また、閉鎖型に移行し、最終的に超過部分が事業主に返還されるように規約変更を行えば、規約変更時点で資産計上が認められるケースも想定され、その場合は、計上された資産と同額のその他の包括利益（利益）が計上されることになると考えられます。

【設例】

<退職給付債務の動き>

	X1年度	X2年度	X3年度
期首退職給付債務	1,000	950	970
勤務費用	50	51	52
利息費用	20	19	19
再測定	▲ 70	0	50
給付額	▲ 50	▲ 50	▲ 51
期末退職給付債務	950	970	1,040

(注)割引率は2%で算出

<年金資産の動き>

	X1年度	X2年度	X3年度
期首年金資産	1,100	1,200	1,244
利息収益	22	24	25
再測定	78	0	▲ 50
掛金拠出額	50	70	40
給付額	▲ 50	▲ 50	▲ 51
期末年金資産	1,200	1,244	1,208

<退職給付費用の状況>

	X1年度	X2年度	X3年度
勤務費用	50	51	52
利息費用	20	19	19
利息収益	▲ 22	▲ 23	▲ 23
退職給付費用	48	47	48
再測定	98	▲ 20	▲ 30
(うち退職給付債務での発生額)	70	0	▲ 50
(うち年金資産での発生額)	78	0	▲ 50
(アセットシーリングに伴う額)	▲ 50	▲ 20	70

<アセットシーリングの影響>

	X1年度	X2年度	X3年度
期首残高	0	50	70
利息収益による影響	0	1	1
その他	50	19	▲ 71
期末残高	50	70	0

<X1年度>

期首時点では退職給付債務1,000に対し、年金資産1,100だがアセットシーリングには抵触せず退職給付債務で70(利益)、年金資産で78(利益)の再測定(合計148の利益)が発生
 期末の積立超過250のうち50がアセットシーリングに抵触。
 貸借対照表への資産計上額は、200(1,200-950-50)
 包括利益計算書には、その他の包括利益を98(当期発生額148(利益)-アセットシーリングの増加50(損失))計上

<X2年度>

退職給付費用算出時の利息収益にはアセットシーリングの $50 \times 2\% = 1$ を差し引いた額23を計上
 当期は再測定は発生しなかったが、退職給付費用(47)を上回る掛金拠出70で積立超過が拡大
 当期末のアセットシーリングは70と20拡大。アセットシーリングの増加20はその他の包括利益に損失計上
 貸借対照表への資産計上額は204(1,244-970-70)

<X3年度>

退職給付債務で再測定50(損失)、年金資産で再測定50(損失)の合計100(損失)が発生
 期末にはアセットシーリングが解消。その他の包括利益には当期発生した損失(100)とアセットシーリング解消に伴う利益(70)の合計30(損失)を計上
 貸借対照表への資産計上額は、168(1,208-1,040)

Q57. IAS19号における開示のルールについて知りたい

<回答>

IAS19号では2011年6月の改正によって「開示内容の体系化」と「退職給付制度運営上のリスクに関する開示の強化」が行われています。

● 開示項目を以下のとおり分類

- ① 退職給付制度とその運営リスクに関する説明
- ② 財務諸表の数値の変動に関する説明
- ③ 退職給付制度が企業のキャッシュフローに与える影響に関する説明

● 開示の際に考慮すべき要素

- ① 開示のレベル(大まかに or 詳細に)
- ② 各開示項目の重要性
- ③ 個別要素ごとの開示の必要性
- ④ 財務諸表利用者の有用性への配慮

● 基準に基づいた開示では充分でないと考えられる場合の追加情報

(例) 退職給付債務の個別要素ごとに分解した開示

⇒ 加入員・待期者・受給者別、受給権確定済・未確定、昇給に起因する部分...など

● 制度を個別に開示するか否かの必要性を判断

(例) 制度の所在地・給付算定式・法規制・財務報告セグメント・積立基準...など

IAS19号の開示に関するポイントをまとめると上表のとおりです。

具体的には投資家に判りやすいように開示項目を、①退職給付制度とその運営リスクに関する説明、②財務諸表の数値の変動に関する説明、③退職給付制度が企業のキャッシュフローに与える影響に関する説明、に分類・整理することとされています。

上記①では、退職給付制度の給付算定の仕組み・物価スライドの有無などを開示することになっており、給付額がどのような要因で変動するのかなどが判るように開示します。

②では、期中の財務数値の変動や費用の内訳に加えて年金資産の運用方針など、企業の財務数値の変動リスクが投資家に理解できるように開示することが必要です。

③では、計算の前提(たとえば割引率)を変更した場合の財務数値への影響額や、将来の掛金額に影響を与える年金財政上の規制などを開示し、将来の企業のキャッシュフローの変動リスクが投資家に理解できるように開示しなければなりません。

一方、開示の内容については「企業財務上重要性があるか否か」という観点で開示項目を絞り込むことが要請されています。これは、従来の開示が「定型的なパターン化された開示」で分量も多く、投資家が理解しにくいという批判に応える試みです。

逆に、基準に記載されていなくても、たとえば、加入者・年金受給者ごとの退職給付債務の内訳や国内制度と海外制度の内訳などが投資家にとって有用な情報である場合には開示することとされています。

どのような項目を開示するかは、企業の自主的な判断に任されていますので、それぞれの退職給付制度の内容（たとえば、日本の制度ではあまり重要でない死亡率の見込み方法ですが、イギリスの給付建制度のように遺族にも終身年金を支給する制度では、死亡率の設定根拠や今後の寿命の延びをどのように債務評価に織り込んでいるかなど）に応じて開示項目を検討する必要があるでしょう。

Q58. IAS19号における有給休暇の処理について知りたい

<回答>

IAS19号は「従業員給付」の会計であり、短期従業員給付と退職後給付を取り扱う長期従業員給付に分かれます。短期従業員給付は、勤務を提供した期の末日から12か月以内に決済期限が到来するもので給与や賞与の他、有給休暇の取り扱いなどがあります。

日本基準では有給休暇に関する会計処理は存在しませんが、IFRSでは有給休暇の取扱いについて「累積型（未使用分を繰り越しできる）」と「非累積型（未使用分を繰り越しできない）」に分けて規定されています。

Q59. IFRS の開示における感応度分析について知りたい

<回答>

IFRS では、確定給付制度が企業の将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性にどのような影響を及ぼすかについて記述するよう求めており、そのために重要な数理計算上の仮定についての感応度分析を開示するよう要請しています。感応度というのは、数理計算上の仮定が変動した場合に、退職給付債務がどの程度影響を受けるかということです。

退職給付債務算出の際の前提条件は、割引率、昇給率、死亡率、脱退率、一時金選択率などがあります。これらの前提条件のうち、前提が変更になった際に、退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと考えられる場合には、退職給付債務の変動額を数値で示すことが求められます。

通常、割引率は変更すると退職給付債務の額に重要な影響を与えると判断されますので、開示が必須であると考えられます。昇給率は、退職給付額が月例給与にリンクする制度であり、かつベースアップが見込まれる場合以外は、感応度分析は不要である可能性が高いと思われます。死亡率については、終身年金の場合には重要な影響を及ぼす可能性があると考えられます。

Q60. IFRS では簡便法が認められるかについて知りたい

<回答>

日本や米国などの基準は、細則主義と言われています。自国で独自に基準を作成するのであれば、自国の法規制や税制あるいは商慣行などを反映して細かなルールを定めることが可能です。また、そうした基準で作成された情報の方が財務諸表を作成する企業の裁量が入る余地が少なく、比較可能性に優れているともいえるかもしれません。

これに対し IFRS は原則主義と言われています。原則的な考え方が示され、細部は報告企業が主体的に決めることになっているからです。国際的に統一的な基準とするには、各国毎に異なる法規制や税制などに対応して細かなルールを定めることはそもそも困難と言えます。このことが原則主義をとっている 1つの理由であるのかもしれません。

このように細則を定めない IFRS を適用する場合、様々な点で報告企業が独自に判断することが求められます。退職給付債務の算出に関し簡便法を採用する可否について特段の記述はないため、断定的な判断を下すことはできません。ただし、IFRS においても、会計基準の一般的な考え方である重要性基準が適用されます。規模が小さく、連結財務諸表に与える影響が小さい会社の債務については、簡便な方法で算出することは許容されると考えるのが妥当ではないでしょうか。

Q61. IFRS を任意適用するための要件について知りたい

<回答>

日本企業は、IFRS を任意で適用することが可能ですが、その要件は、IFRS による連結財務諸表の適正性確保のための取組・体制が整備されている（IFRS に関して十分な知識を有する役員・使用人がおり、財務諸表を作成する体制が整備されている）ことです。

従来はこの他に、①上場企業であること、②国際的な財務、事業活動を行っていること、の2つが求められましたが、2013年10月28日付けで金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を改正し、この2つの要件を削除しました。

こうした適用要件の緩和は、IFRS を適用する企業の数を増やしたいという考えによるものです。日本の会計基準委員会（ASBJ）が ASAF（会計基準アドバイザー・フォーラム：IASB（国際会計基準審議会）に対して技術的な助言・見解を提供する組織）のメンバーに選定されるなど、我が国は現在 IASB に対し相応の役割を担っています。ただ、今後 IFRS を適用する日本企業が増加しないと IASB での地位が低下する可能性があります。その場合、IFRS における発言権等が制限される虞があるため、そうした事態に陥らないためにも適用企業を増加させる必要があるわけです。

Q62. IFRS で単独財務諸表を作成できるかについて知りたい

<回答>

連結決算を実施していない企業に限り、日本基準による財務諸表に加えて、IFRS による単独財務諸表の作成を行うことができます。したがって、連結決算を実施している企業の単独財務諸表は日本基準によって作成することになります。

○連結決算の場合

「連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則」では、一定の要件を満たす会社が提出する連結財務諸表は指定国際会計基準によることができるとされており、この指定国際会計基準が”IFRS”です。なお、一定の要件というのは、国際会計基準に関する知識を十分に有する役員・使用人が在籍し、国際会計基準に基づいて適正に連結財務諸表が作成できる体制が整備されているというものです（該当する企業を指定国際会計基準特定会社と言います）。

○単独決算の場合

一方、「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」では、指定国際基準特定会社が提出する財務諸表は、連結財務諸表を作成している会社と作成していない会社に分け、作成している会社は日本基準で作成し、作成していない会社は日本基準に基づく財務諸表に加えて IFRS による財務諸表を作成できるとしています。

Q63. IFRS を最初に適用するときに作成する財務諸表及び処理について知りたい

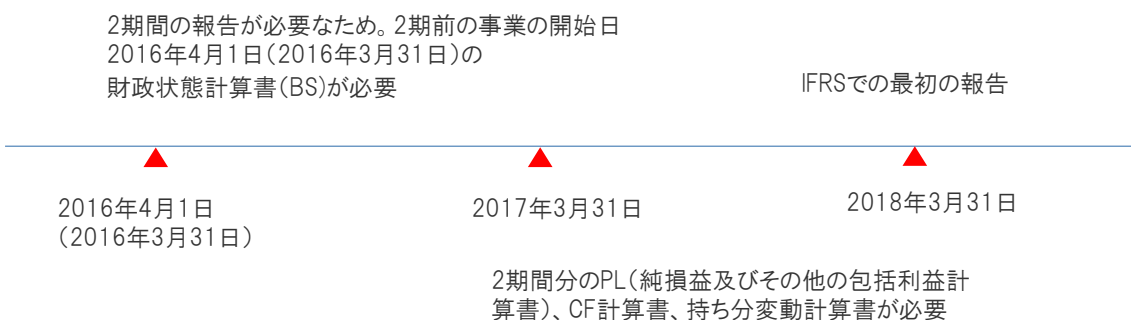
<回答>

IFRS を最初に適用する際の処理については、IFRS1号（国際財務報告基準の初度適用）で定められています。このIFRS1号では、最初のIFRSの財務諸表は少なくとも3期分の財政状態計算書（貸借対照表）、2期分の純損益及びその他の包括利益計算書（損益計算書及び包括利益計算書を別に作成する場合は、各々2期分）、さらに2期分の持分変動計算書ならびに関連する注記を作成しなければならないとされています。

たとえば、2019年3月期からIFRSを適用する場合、2017年3月期、2018年3月期、さらに2019年3月期と3期分の貸借対照表と2018年3月期及び2019年3月期の2期間の損益計算書あるいは注記を開示する必要があります。注記についても2期分必要になるため、日本基準で開示対象となっていない感応度分析（Q59ご参照）などは、適用前年度のものも必要になることに留意しなければなりません。

IFRS適用初年度には、その他の包括利益に計上されている過去勤務費用や数理計算上の差異を処理することが必要になります。IFRSでは過去勤務費用は発生時に損益計算書に費用として計上することになっているため、IFRS適用初年度にはその他の包括利益に計上されている額を利益剰余金に振り替えることが必要であると考えられます（損益計算書への計上は発生年度であるため、移行時に損益計算書には計上しないと考えられます）。

一方、数理計算上の差異（IFRSでは再測定）は、利益剰余金への振り替えあるいはその他の包括利益へそのまま計上するという2つの方法が想定されます。実態としては、利益剰余金に振り替えるケースが多いようです。



Q64. コンバージェンス、アドプションについて知りたい

<回答>

コンバージェンス (Convergence) とは、本来、「異なったものを同質化すること」、アドプション (Adoption) は「新しい考え方や方法を取り入れること」という意味です。具体的には、日本の会計基準と IFRS (国際財務報告基準: International Financial Reporting Standards) の差異を解消することが「コンバージェンス」で、会計基準委員会 (ASBJ) が作業しています。もっとも、2016年8月に ASBJ が発表した中期運営方針では、コンバージェンスという言葉を使わず、「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組み」という表現が使われています。

コンバージェンスの具体例として、2012年5月の退職給付会計基準と同適用指針の改正が挙げられます。この改正は、日本の退職給付会計基準と IFRS の退職給付に関する会計基準「IAS19号: 従業員給付」の差異を解消することを目的に行われました。なお、IAS19号は2011年6月に改正されましたが、2012年に改正された日本の退職給付会計基準は、改正前の IAS19号とのコンバージェンスを目的として行われたものです。当初の計画では、改正後の IAS19号とのコンバージェンスは「ステップ2」として行われる予定でしたが、現時点では審議は行われていません。

一方、日本企業に IFRS を (強制) 適用することを「アドプション」といいます。アドプションを行う場合、単独決算と連結決算の関係をどのように整理するか、といった問題や、適用する企業の範囲をどのようにするかなど、解決すべき課題がたくさんあります。アドプションに関しては金融担当大臣の諮問機関である企業会計審議会を通じて議論を行うことになっていますが、現在、議論は中断中であり、再開に向けた動きもないようです。

資本市場の重要なインフラである会計基準が国際的に統一されるのが好ましいことであり、その統一的な基準が IFRS であることは明白です。それだけに IASB (国際会計基準審議会) で我が国が一定のステータスを保持していくことが必要であり、その条件として我が国の多くの企業で IFRS が適用されていることが必須です。金融庁では、IFRS を任意適用する場合の要件緩和を進めたり、修正国際基準を策定するなど、適用企業の拡大に向けて動いています。

Q65. 連結決算における IFRS 適用の在外子会社の取扱いについて知りたい

<回答>

海外子会社が IFRS を適用している場合の連結財務諸表作成上の取扱いに関しては、企業会計基準委員会実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の当面の取扱い」によって定められています。

これによると、在外子会社の財務諸表が IFRS あるいは米国基準で作成されている場合、当面の間はそのまま使って連結財務諸表を作成することができるとされています。ただし、いくつかの例外があり、退職給付もその例外に該当します（言うまでもありませんが、この連結財務諸表は日本基準で作成する場合です）。

IFRS と日本基準とで退職給付会計に関する大きな相違点は、その他の包括利益に計上した数理計算上の差異（IFRS では再測定）をその後損益計算書に計上するか否かという点です。上記の実務対応報告では、IFRS を適用している在外子会社の再測定に関しては、日本基準と同様に一定期間で損益計算書に費用として計上する（リサイクリングを行う）ことを求めています。

なお、退職給付以外には、“のれん” の取扱い等も例外とされています。

Q66. 修正国際基準について知りたい

<回答>

修正国際基準の正式名称は、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）：「英語名 Japan's Modified International Standards(JMIS):Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications」です。

IFRS を自国の基準として採り入れる手法はいくつかありますが、その1つにエンドースメントという方法があります。エンドースメントは、個々の基準毎に内容を検討し、必要があると認められる場合には加除・修正を行うというものです。これまでの日本では、IFRS の基準が策定される都度、金融庁が当該基準を公正妥当な基準として認めるという手続きを踏んでいますが、その際に基準の内容について検討し、加除・修正するという作業は行っていません。そうした従来の方法とは別に、エンドースメントという手法を採り入れて日本版の基準を作成し、IFRS 適用企業の拡大につなげようとしたものです。

このエンドースメントという手続き自体は、諸外国でも一般的に行われています。ヨーロッパ諸国は IFRS を使用していますが、IFRS で策定された基準は EFRAG（European Financial Reporting Advisory Group）の助言を得て、個々の基準毎に適用の可否を欧州委員会が決定しています。その結果、基準を適用しない（カーブアウト）ケースもあり、実際、ヘッジ会計の一部は適用しないことが認められています。もっとも、当該基準について実際に適用していない会社は 20 社程度の模様であり、ヨーロッパ企業のほとんどは純粋な IFRS を適用していることとなります。

修正国際基準の作成は、2013 年 6 月に企業会計審議会が IFRS の適用企業拡大を目指すための金融庁の提案を承認したことでスタートしました。会計基準委員会（ASBJ）が基準作成主体となります。修正国際基準の作成にあたっては、修正は最小限にとどめる一方で日本としての意見発信という点も考慮されています。結果的に、“のれん”の取扱い（IFRS の非償却に対し、修正国際基準では償却），“退職給付の再測定”の取扱い（IFRS では再測定はノンリサイクリング、修正国際基準ではリサイクリング）等が修正されました。

なお、修正国際基準はあくまでも日本の国内の会計基準であり、修正国際基準を適用している企業は IFRS を適用している企業とはみなされません。

Q67. 修正国際基準の退職給付会計と IFRS (IAS19 号)・日本基準等の差異について
知りたい

<回答>

修正国際基準で IFRS の処理を修正した箇所は 2 つです。1 つは“のれん”の取扱い、もう 1 つは退職給付の再測定のリサイクリング処理です。IAS19 号 (IFRS の退職給付会計) では、その他の包括利益に計上した再測定は、その後損益計算書に反映することを認めていません。つまり、ノンリサイクリングの処理ですが、修正国際基準ではリサイクリングを行うよう修正しています。ただ、日本の会計基準では、数理計算上の差異の処理年数が従業員の平均残存勤務年数以内の一定期間となっているのに対し、修正国際基準は従業員の平均残存勤務年数で処理することとしています。

その他の退職給付に関する部分は、IAS19 号と同様です。したがって、日本基準とは、①期待運用収益がなくなり、純利息が費用要素となる、②過去勤務費用は発生時に一括処理を行う、③割引率の重要性基準はなし、なども異なっています。

なお、IFRS 及び修正国際基準における再測定は、確定給付負債又は資産 (退職給付債務一年金資産) の勤務費用、純利息、掛金・給付を除いた変動です。基本的な概念は日本基準と同じですが、IFRS は期待運用収益がなく代わりに (年金資産×割引率) が純利息の構成要素となります。したがって、資産の時価変動から算出される再測定は年金資産の実際の収益率と年金資産×割引率との差です (日本の数理計算上の差異は、年金資産の実際の収益率と年金資産×期待運用収益率との差)。

ちなみに、日本で適用可能な 4 つの会計基準における退職給付会計を比較すると以下の表のとおりとなります。

<日本で適用可能な会計基準の退職給付に関する取扱い>

	修正国際基準	IFRS	日本基準	米国基準
退職給付費用	・勤務費用＋純利息＋再測定の費用処理額 (OCIに計上された再測定の遅延認識による処理額＝リサイクリング) ・処理期間は平均残存勤務年数 ・期待運用収益はなし	・勤務費用＋純利息 ・期待運用収益はなし	・勤務費用＋利息費用－期待運用収益＋数理計算上の差異・過去勤務費用の費用処理額 (OCIに計上された残高の遅延認識による処理額＝リサイクリング) ・処理期間は平均残存勤務年数以内の一定期間	同左 (ただし、処理期間は従業員の平均残存勤務年数、また下に示したコボールールあり)
過去勤務費用	発生した期に勤務費用として全額計上	同左	その他の包括利益に計上し、損益計算書に遅延認識(リサイクリング)	同左
退職給付債務算出に関する重要性基準	なし	なし	あり(変動が10%以内に収まる場合は割引率変更の必要なし)	なし
コボールール	なし	なし	なし	数理計算上の差異の残高がPBO、年金資産いずれか大きい方の10%以内の場合は償却の必要なし

(注)数理計算上の差異及び再測定、過去勤務費用の処理年数は修正国際基準では平均残存勤務年数、日本基準では平均残存勤務年数以内の一定期間

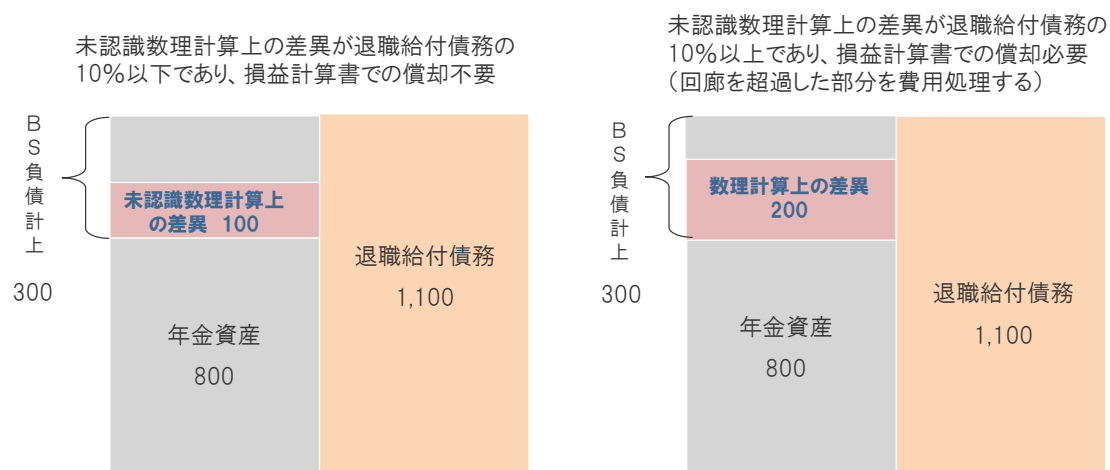
Q68. 米国の退職給付会計 SFAS158 号について知りたい

<回答>

米国の退職給付会計基準は、米国財務会計基準審議会（FASB）により編纂された ASC715 号（Compensation-Retirement Benefits）に規定されています。ASC715 号は、それまでの財務会計基準書（FAS）87 号、88 号、132 号、158 号をまとめたものです。

ASC715 号は、現在の日本の退職給付会計とほとんど同じです。具体的には、①数理計算上の差異等をその他の包括利益に計上し、貸借対照表で即時認識する、②その他の包括利益に計上した数理計算上の差異等はその後的一定期間で損益計算書に反映する（リサイクリングを行う）、という点です。費用の構成要素（勤務費用、利息費用、期待運用収益及び未認識項目の費用処理額）は、日本基準と同じです。

その他、大きく異なる点は“回廊（コリドー）”ルール の存在です。回廊ルールは、数理計算上の差異の残高が一定範囲内（退職給付債務、年金資産いずれか大きいほうの 10% 以内）にとどまっている場合は、費用処理を行わなくてもよいというルールです。米国基準（IFRS も同様ですが）では、日本基準と異なり、退職給付債務の算出に関して重要性基準がありません。毎事業年度末の実勢利回りを基に退職給付債務を算出したうえで、一定範囲内の誤差は償却を要しないという考えと言えます。これに対し、日本は退職給付債務の算出で一定の許容範囲を設定する代わりに、発生した誤差に関しては償却を求めるといった違いがあると考えられます。



(注) 現在、米国基準もBSでは数理計算上の差異を即時認識している。したがって、回廊の範囲内の未認識数理計算上の差異は貸借対照表に計上されても、損益計算書では認識されない。

さらに、2017年のASU (Accounting Standards Update) 2017-07で退職給付費用の表示方法が変更されました。2017年12月15日以降に開始する事業年度から退職給付費用が要素毎に分割計上されることになったからです。

具体的には、勤務費用とそれ以外(利息費用、期待運用収益、数理計算上の差異、過去勤務費用)に分け、勤務費用は給与や賞与など他の人件費と同様に営業費用に計上し、それ以外は営業外費用に計上する(ただし、営業費用と営業外費用を別表示している場合)ことになります。

IFRSにおいては、2019年12月に公表された「全般的な表示および開示」の公開草案において、営業損益の表示を求めると同時に、勤務費用は営業損益に計上し、純利息(利息費用－利息収益)は財務費用として計上することを提案しています。公開草案通りになるとIFRSでも費用の分解表示が義務づけられることになります。

分解表示を行う米国基準やIFRSでは、マーケット変動に伴う影響が本業の損益とは切り離されることになります。今後、海外企業あるいはIFRS等を適用する企業と日本基準適用企業とを比較する場合には、注意することが必要です。

関連するその他の会計基準

Q69. 時価会計について知りたい

<回答>

資産あるいは負債の価額を評価する方法は取得原価で評価する方法と時価で評価する方法があります。後者のように時価に基づいて処理する会計手法が時価会計です。

建物や機械装置などはそれ自体を売却することが目的ではなく、その設備でどれだけ生産し、利益を確保するかが重要です。したがって取得価額を基に取得費用を各期に配分した（減価償却）後の価額を貸借対照表の評価額とします。これは原価評価と呼ばれます。資産や負債が帳簿価額で評価されるため、簿価会計とも呼ばれます。

時価会計は、市場性のある有価証券や売買目的の不動産などに適用されます。誰が保有していても同じ価値を持つわけですから、その時点での価格で評価しようとするものです。日本では、かつては有価証券等を取得原価で評価していましたが、現在は時価で評価しています。

下の図で簿価会計と時価会計の違いを示しています。有価証券を100で取得した場合、簿価会計の場合、期末時価が変動しても取得時の価額で評価されます。時価会計の場合は100で取得した有価証券が200になった場合、時価である200で資産を評価します。資産総額は取得価額と時価との差額分の100増加しますが、負債総額が変化するわけではありません。資産と負債の差額である純資産の部に評価益100を計上することで資産と負債・純資産合計額をバランスさせます。

【貸借対照表・簿価（取得原価）会計】

資産の部	1,000	負債の部	700
有価証券 100 (取得原価で計上)			
		純資産の部	300
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

【貸借対照表（時価会計）】

資産の部	1,100	負債の部	700
有価証券 200 (時価で計上)			
		純資産の部	400
		うち有価証券評価差額	100
資産合計	1,100	負債・純資産合計	1,100

(注)評価差額は税効果を反映していません

Q70. 包括利益、その他の包括利益について知りたい

<回答>

日本では2011年3月期から、連結決算において包括利益計算書の作成が求められ、「その他の包括利益（Other Comprehensive Income=OCI）」、「包括利益」の報告が行われています。

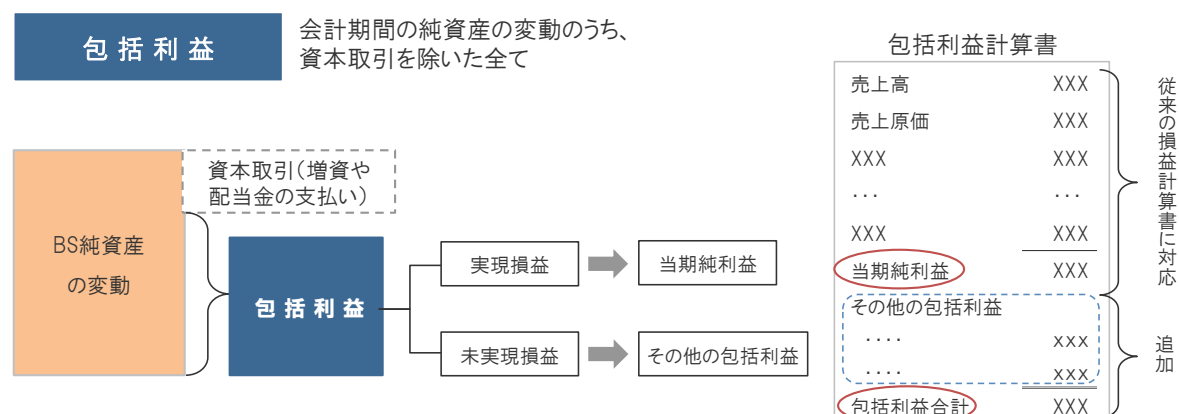
包括利益は「会計期間の純資産の変動のうち、株主との直接取引（※）を除いたすべて」と定義されます。従来の取得原価に基づく会計（簿価会計）では、株主との直接取引を除いた純資産の変動は“当期純利益”だけですが、時価会計が導入されると当期純利益以外にも資産・負債が変動するため、時価変動等による増減を含めた純資産の変動額を包括利益として報告します。

包括利益は実現損益である“当期純利益”と未実現損益である“その他の包括利益”とで構成されます。その他の包括利益には、退職給付に係る調整（数理計算上の差異等の当期発生額と過去に発生した分の組替処理額の合計額）の他、為替換算調整勘定、有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益などがあります。

ちなみに、包括利益は当期の純資産の増減、すなわちフローを示すものですから、ストックを表示する貸借対照表に包括利益という勘定科目は存在しません（当期純利益及びその他の包括利益累計額は存在します）。

IFRSでは、包括利益が重視され、当期純利益は重視されないという“誤解”があるようです。ただ、IFRSでは2011年にIAS第1号が修正され、包括利益計算書の名称が「純損益及びその他の包括利益計算書」に変更されています。このことは、IFRSが必ずしも包括利益重視でないことを示す一例であると考えられます。

（※）配当金の支払い、増資、自社株買いなどのいわゆる資本取引



Q71. 組替調整（リサイクリング）について知りたい

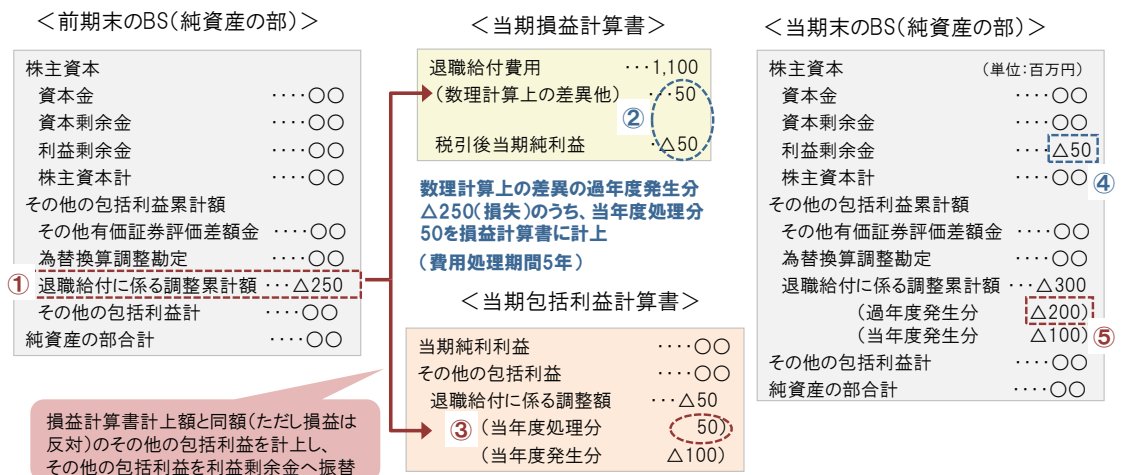
<回答>

組替調整は、未実現損益である「その他の包括利益」として計上されていた損益を、実現損益として利益剰余金に振り替える作業といえます。具体的には、純資産の部の「その他の包括利益累計額」に計上されていた損益を損益計算書に計上して、当期純利益を通じて「利益剰余金」に振り替えることとなります。

即時認識では、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その他の包括利益に計上され、その累計額は純資産の部に計上されます（下図①：△250）。さらに、その後の一定期間で定期的に損益計算書に費用（又は費用の減額）（下図②：費用 50）として処理されることとなります。

損益計算書に過年度の未認識項目を費用計上する場合、すでに純資産の部に計上されているその他の包括利益累計額（下図①：△250）をそのままにしておくと、損益が二重に計上されてしまうこととなります。それを解消するためには、損益計算書に計上する費用又は利益と同額のその他の包括利益を累計額から消去する必要があります。そのために、損益計算書で計上された費用（又は利益）（下図②：費用 50）と同額のその他の包括利益（又は損失）（下図③：利益 50）を包括利益計算書に計上します。一連の処理の結果、損益がその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えられるわけです（下図①→④⑤：△250→△50・△200）。

IFRS（国際会計基準）でもいわゆる数理計算上の差異（IFRS では再測定と呼ばれます）はその他の包括利益に計上されます。ただ、その他の包括利益で計上された額は日本基準と異なり、組替調整を行いません。これは日本基準と IFRS との大きな差異といえます。



Q72. 税効果会計について知りたい

<回答>

課税所得の計算は、会計上の利益を基に計算されます。ただ、会計上は費用又は利益とされても課税所得の計算上は損金又は益金とされないものがあります。このため、税引前利益から実際に支払う税金を差し引くと税引前利益と当期純利益の対応関係がいびつになる可能性があります。これを解消するのが税効果会計です。要するに、税費用を正確に期間配分し、期間損益と税引後の当期純利益の対応関係を明確にする処理といえます。

税効果の対象となるのは、会計上の費用（損失）又は利益の計上時期と税務上の損金又は益金の計上時期（タイミング）が異なるものだけです（一時差異といいます）。例えば交際費は、一部は損金として認められますが、すべてが損金として認められるわけではありません。このような課税範囲の違いによる差異（永久差異といいます）については税効果の対象とはなりません。退職給付費用は税務上の損金ではありませんが、将来、年金の掛金が拠出されたり、退職一時金の給付が行われると損金となります。つまり、費用計上時期と損金算入時期との差異と考えられるため、税効果の対象となります。

税効果会計では、将来損金（益金）と認められた場合に軽減される（負担する）税額がその時点で戻る（支払う）ものとして処理します。将来、課税所得が減少する場合は、法人税調整額を当期利益に加算（減算）し、実現段階では計上していた調整額を減算（加算）します。法人税調整額を純資産に計上する見合いとして、繰延税金資産（又は繰延税金負債）を計上します。

【税効果の有無による当期利益の差異】

	税効果を使わない場合		税効果を使う場合	
	X1年3月期	X2年3月期	X1年3月期	X2年3月期
経常利益	200	200	200	200
特別損失	100	0	100	0
税引前当期純利益	100	200	100	200
(課税所得)	200(=100+100)	100(=200-100)	200(=100+100)	100(=200-100)
法人税	70(=200×35%)	35(=100×35%)	70(=200×35%)	35(=100×35%)
法人税調整額	—	—	35	△35
当期純利益	30(=100-70)	165(=200-35)	65(=100-70+35)	130(=200-35-35)

【前提及び解説】

- ・X1年3月期の特別損失は、X1年3月期には税務上損金と認められず、翌X2年3月期に損金と認められた
- ・税効果を使わない場合の当期純利益は税引き前当期純利益に対し、アンバランスとなっている
- ・税効果を使う場合の当期純利益は、法人税調整額を加減した結果、税引き前当期純利益に対し65%となっている

Q73. 退職給付に関する税効果の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付に関して会計上の費用は退職給付費用ですが、税務上の費用（損金）は掛金あるいは退職金の支払額です。したがって、課税所得を算出する際には、税引前利益に損金とならない退職給付費用を加算し、損金である掛金及び退職金の支払額を減算します。ただし、退職給付費用と掛金は会計と税との認識時期の差であるとみなされるため、税効果会計の対象となります。

退職給付に関する税効果の取扱いを数値で確認します。当期の退職給付費用が10、企業年金への掛金が6、税引前当期純利益が36、法人税等の実効税率は30%とします。話を単純化するために、損益計算書や貸借対照表にはこの部分のみが反映されるものとします。

まず、課税所得は上記のとおり、 $36+10-6=40$ となります。法人税等の支払いは実効税率の30%を乗じた12 ($40 \times 30\%$) です。ただし、退職給付費用と掛金払出額の差額4は企業会計と税務会計の費用認識時期の差であり、将来掛金4が払出された時点で課税所得は4減少し、税負担が1.2 ($4 \times 30\%$) 軽減されることとなります。

【課税所得の算出】

税引前当期純利益+益金算入額-損金算入額
 $=36+10-6=40$

【税額の算出】

課税所得×法人税率
 $=40 \times 30\%=12$

◆費用の計上

退職給付費用 10 / 退職給付に係る負債 10
 (費用の増加) (負債の増加)

◆掛金の払出

退職給付に係る負債 6 / 現預金(掛金) 6
 (負債の減少) (資産の減少)

◆税効果の処理

繰延税金資産 1.2 / 法人税等調整額 1.2
 (資産の増加) (利益の増加)
 1.2は退職給付引当金 $4 \times$ 法人税率 30%

<損益計算書>

売上高	〇〇〇
営業費用 (売上原価+販管費)	×××
うち退職給付費用	▲10
税引前当期純利益	36
法人税・住民税・事業税	▲12
法人税等調整額	1.2
当期純利益	25.2

<貸借対照表>

【資産の部】	【負債の部】
	退職給付に係る負債 4
	【純資産の部】
繰延税金資産 1.2	利益剰余金
	うち当期利益 25.2
	うち法人税等調整額 1.2

損益計算書では税引前当期純利益から法人税等が差し引かれます。ただ、将来掛金が拠出された場合に減少する税費用 1.2 を法人税調整額として利益に加算するため、当期純利益は 25.2 になります。この水準は税引前当期純利益 × (1 - 法人税率) = 36 × (1 - 30%) = 25.2 と一致します。なお、法人税調整額の見合いとして繰延税金資産 1.2 (無形固定資産) が貸借対照表に計上されます。

次に、税効果が解消される際の会計処理を数値で確認します。当期の退職給付費用が 10、企業年金への掛金は 14、税引前当期純利益は 36、法人税率は 30% とします。損益計算書や貸借対照表には、この部分のみが反映されることとします。

課税所得は、 $36 + 10 - 14 = 32$ となり、税負担は $32 \times 30\% = 9.6$ となります。なお、退職給付費用 10 を 4 上回る掛金拠出を行ったことにより、積立不足が解消され (退職給付に係る負債が 0)、税効果が解消されます。具体的には、税引前当期純利益 36 から法人税等が 9.6 差し引かれますが、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額 ▲1.2 を計上します。この結果、当期純利益は 25.2 となります。この水準は、税引前当期純利益 × (1 - 法人税率) = $36 \times (1 - 30\%) = 25.2$ と一致します。

【課税所得の算出】

税引前当期純利益 + 益金算入額 - 損金算入額
= $36 + 10 - 14 = 32$

【税額の算出】

課税所得 × 法人税率
= $32 \times 30\% = 9.6$

◆費用の計上

退職給付費用 10 / 退職給付に係る負債 10
(費用の増加) (負債の増加)

◆掛金の拠出

退職給付に係る負債 6 / 現預金(掛金) 6
(負債の減少) (資産の減少)

◆税効果の処理

繰延税金資産 1.2 / 法人税等調整額 1.2
(資産の増加) (利益の増加)

1.2 は退職給付引当金 4 × 法人税率 30%

<損益計算書>

売上高	〇〇〇
営業費用 (売上原価 + 販管費)	×××
うち退職給付費用	▲10
税引前当期純利益	36
法人税・住民税・事業税	▲9.6
法人税等調整額	▲1.2
当期純利益	25.2

<貸借対照表>

【資産の部】	【負債の部】
	退職給付に係る負債 0
	【純資産の部】
繰延税金資産 0	利益剰余金
	うち当期利益 25.2
	うち法人税等調整額 0

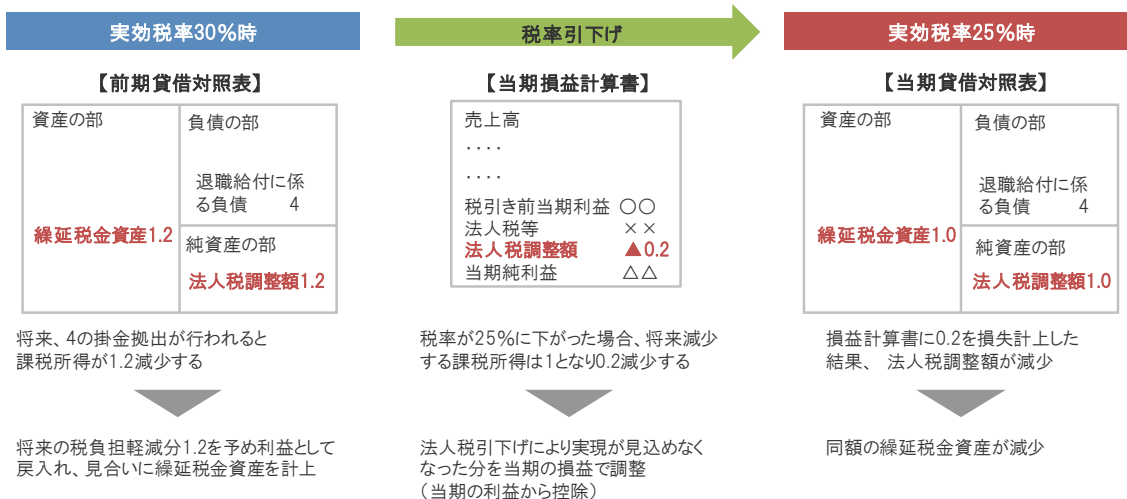
Q74. 法人税率が引き下げられた場合の税効果の取扱いについて知りたい

<回答>

法人税等の税率が引き下げられると将来戻る、あるいは支払う税額が変わります。したがって新しい税率で将来戻るあるいは支払う税金を再計算しなければなりません。再計算の結果に基づいて、計上されていた繰延税金資産あるいは繰延税金負債は取り崩されることとなります。繰延税金資産の取崩し（＝資産の減少）は損失の発生を意味するため、損益計算書において取り崩す資産と同額の法人税等調整額を利益から控除することになります。

Q73 での数値を基に、税率引下げの際の処理を検討します。なお、この処理は会計年度末に税率が下がっていれば（会計期末時点では引下げられていなくても、それ以降に引き下げられることが決定（税制改正法案が成立）していれば）、処理が行われます。

仮に年度末時点で税率が 30%から 25%に引き下げられたとします。将来戻ると考えていた額は、1.2 から 1.0 に減少します。この分だけ繰延税金資産を取り崩します。そのために損益計算書で法人税調整額▲0.2 を計上します。



このように会計上の積立不足があると、法人税等の税率引下げがあった場合に法人税等調整額のみで当期純利益が減少することになります。この損失は実際に被った損失ではありませんが、会計上将来の税費用の減少として織り込んでいた部分を修正するために損失が発生してしまうわけです。

税率引下げによる繰延税金資産の取崩しを回避するには、会計処理が行われる以前、すなわち税率が引き下げられる前に損金算入を実現することが必要です。具体的には、税効果は会計上の費用と税務上の費用の差額、すなわち会計上の積立不足に対して認識されて

いるわけですから、積立不足を解消すればよいわけです。上記の例でいえば、積立不足 4 と同額の掛金を拠出すると、税負担が 1.2 減少します。一方で税効果が解消されることになり、繰延税金資産 1.2 が取り崩され、同額の法人税調整額▲1.2 が損益計算書に計上されます。結果的に、繰延税金資産の取崩しと実際の税費用の減少とが相殺されることとなります。

- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。